

令和元年6月3日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

3番	加藤克之	4番	高橋八重典
5番	永井利明	6番	鈴木みどり
7番	那須英二	8番	三宮十五郎
9番	早川公二	10番	平野広行
11番	三浦義光	12番	堀岡敏喜
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高清
15番	武田正樹	16番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

9番	早川公二	10番	平野広行
----	------	-----	------

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長	安藤正明	副市長	大木博雄
教育長	奥山巧	総務部長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	宇佐美悟	開発部長	大野勝貴
教育部長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
総務部次長兼 財政課長	安井文雄	開発部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄
開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史	会計管理者	横山和久
監査委員 事務局長	山下正巳	総務課長	佐藤文彦
秘書広報課長	安井幹雄	企画政策課長	佐野智雄
危機管理課長	伊藤淳人	税務課長	佐藤雅人
収納課長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長	鈴木博貴
保険年金課長	服部利恵	環境課長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	福祉課長	大木弘己

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	山守美代子
商工観光課長	横江兼光	都市計画課長	梅田英明
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	山森隆彦
図書館長	服部朋夫	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	安井耕史	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして、質問させていただきます。

本日初ということで緊張しておりますが、よろしくをお願いいたします。

今回は妊活・子育て支援と題しまして、主に特定不妊治療とロタウイルスワクチンへの補助について、また三花まつり、桜まつり・藤まつり・芝桜まつりについて、最後に桜小学校対応の児童館について質問をさせていただきます。

まず一つ目でございます妊活についてでございますけれども、今年度より弥富市は、一般不妊治療に対して年齢制限の枠を拡大し、受けられる対象をふやしました。しかし、その一方で、昨年、今年度から行くと検討していたはずの特定不妊治療に対して補助を取りやめました。まずは、その取りやめた経緯について尋ねます。なぜ取りやめたのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） おはようございます。

那須議員にお答えいたします。

特定不妊治療費の助成につきましては、昨年6月の那須議員の一般質問に対しまして、少しでも経済的な負担ができるよう制度の導入を検討してまいりたいと御答弁申し上げました。

特定不妊治療費助成について、県内の状況等も調査しましたところ、現在、県の特定不妊

治療費助成制度への上乗せ補助を実施している市町村は8つの市町という状況でございます。

本市としましては、今年度はこれまで実施してきました一般不妊治療費助成事業の拡充を優先させていただきました。

拡充の内容でございますが、議員おっしゃられたように、助成額を4万5,000円から5万円へ5,000円の引き上げ、また、これまで対象者は43歳未満の方としていましたが、この年齢制限も廃止しました。そのほかとしまして、産後に家族などの支援が受けられず、体調不良や育児不安が著しいお母さんに対し、医療機関での宿泊型のサポートを行う産後ケア事業を優先させていただきましたので、特定不妊治療費の助成につきましては、今年度は実施を見送らせていただきました。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一般不妊治療の拡充と宿泊型産後ケア事業に対して拡充したということで、この特定不妊治療は見送られたということでございます。

しかし、昨年もこの不妊治療に対して質問させていただきましたが、この特定不妊治療というのは、一般不妊治療より特定不妊治療のほうが何倍も負担が重くて、精神的な部分に対しても苦しいものであることは市のほうでも理解しているのではないのでしょうか。

特定不妊治療は保険適用外であって、1人の子供を授かるのに多額な費用がかかります。平均でどれほどかかるのか、市のほうは把握しているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

特定不妊治療にかかる費用について調べたところ、少なくとも1回20万円以上はかかるということでした。

治療費の平均総額については把握できていませんが、ある個人の方が、治療患者や経験者176人にアンケート調査をした結果、回答された方のうち、50万円から200万円という方が6割ほどで、中には1,000万円以上を要した方もいたとの報告書をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） かなりの高額だということでございます。

不妊治療には、さまざまな治療の段階がございます。ステップ1といたしましてタイミング療法ということもございますが、これについては保険適用内なので、1回当たり5,000円から1万円で済むことございますが、ここで妊娠できる確率といたしましては5%から6%程度と言われております。それがやはり難しいとなると、今度はステップ2に進みまして人工授精という形になっていきますが、これからが保険適用外となります。1回当たり1万円から3万円ということで、比較的まだ軽微な状況になります。しかし、ここでの妊娠率は7%から9%ということで、なかなかここまでのステップで妊娠できる方は少ないというよ

うな状況でございます。

このステップ2までが、いわゆる一般不妊治療になりまして、これからが特定不妊治療ということでございますが、この特定不妊治療になっていきますと、体外受精や顕微授精と言われるものになってきますが、ここからは本当に保険適用外で、1回当たり、先ほど言われたように20万円から50万円、1回当たりにかかってくるわけです。この妊娠率といたしましては30%から45%程度と言われておりまして、100%ここで産めるということではないという状況でございます。

一般不妊治療と特定不妊治療では、10倍以上も負担が違うということなんです。そして、確率的には一般不妊治療で授かることは少なく、多くの方が特定不妊治療まで進んでしまうというような状況になってしまいます。しかも、その金額の大きさに諦めてしまうという方もいるということなんです。

少子化の時代にあって、子供が生まれるというおめでたいことを応援する、ここに支援の必要があるんじゃないかと思います。

フランスなんかでは、42歳になるまで自己負担なしで体外受精、全ての不妊治療を受けることができるということでございます。少子化が問題だという日本も、本来そうすることが望ましいと思いますが、妊娠・出産・子育ての支援は諸外国と比べ、まだまだかなり低い状況になっています。

不妊治療を始めて1人の子供を授かるまで、平均すると、私の調べによりますと、約190万円ぐらいかかると言われています。アプリの調査によりますと、年代別の1年間にかかる費用といたしましては、29歳以下では約3万円、30歳から34歳の間では約8万円、35歳以上になると一気に約35万円程度となっています。1年間にこれだけかかるということでございます。この35歳以上になると急にはね上がるのは、特定不妊治療に進む割合がふえるからです。そして、現代は35歳を過ぎてから妊娠し、子供を産むことも珍しくない状況になっています。

私の友人でも、総額300万円以上かけてようやく授かったという方もいらっしゃいます。ほかの友人では100万円ぐらいかけてようやく授かったとか、そういう声も聞いています。その友人は、決してお金にゆとりのある方ではありません。何度も諦めようと思ったと言っていました。こういう方々に、やはり支援の手が必要じゃないかと思いますが、市長のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

那須議員の御質問でございますが、近年の晩婚化に伴い、不妊に悩む方も増加傾向にありますが、保険適用外の治療を受けるには高額な費用を必要としますので、治療が長引けば長

引くほど経済的、あるいは精神的、身体的な負担ははかり知れないと認識しております。

したがって、市としては、現行行っている相談業務や費用助成による支援を後退させることなく、今後も財政状況に応じて必要な支援に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 後退させることなくというのは、もちろん当然のことでございますけれども、やはりここは拡充してほしいということでございます。

今年度行くと予定していた特定不妊治療の上乗せ補助は、300万円の予算で考えられていたと聞いておりましたが、どのような想定で考えられていたのでしょうか。まずお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

現在、県が実施している特定不妊治療費助成制度は、医療保険が適用されない体外受精や顕微授精による治療以外に妊娠の見込みがないなどの夫婦に対して、所得制限として夫婦の前年合計が730万円未満、助成金額が初回の治療に限り30万円を限度とし、2回目以降は上限15万円、当該年齢が40歳未満の方は通算6回、当該年齢が40歳以上43歳未満の方は通算3回までとなっています。

市としては、この助成対象治療費から県の助成上限額を差し引いた額の範囲内で、1回の治療につき上限5万円を上乗せし、対象者を約60人と見込みまして300万円を積算しておりました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、県の補助が出ているということでございました。県の補助に加えて、市のほうではプラス5万円、60人対象ということで想定していたということでございました。

そこで、現在、弥富市の一般不妊治療、特定不妊治療を受けている方はどれくらいなのか把握していますでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 現在、治療を受けている方の人数は把握できておりませんが、市の一般不妊治療費助成の実績として、平成28年度が17件、29年度が13件、30年度が11件となっております。

また、県の特定不妊治療費の助成件数は、平成28年度が52件、29年度が59件、30年度が68件となっております。増加傾向にあると言えます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 補助の申請を出している方がそれだけいらっしゃる。やはり一般不妊治療のほうが比較的少なく、特定不妊治療のほうが多いと、しかも年々上がっているというような傾向にあることがわかります。

現代は晩婚化の傾向が強くと、また早目に結婚しても、預貯金がなくて給与面に不安があるため、子供は少しお金をためてからということもあって、いざ子供をつくろうとするということになると、なかなかできないような状況になり、そういうことから、今では約16%の夫婦が治療を受けているという調査があり、約6組に1組が不妊に悩んでいると言われています。この不妊治療という、不妊に悩む方は特別な方ではなくて、多くの子供を望む人たちが悩んでいるということなんです。

県からも補助が出ておりますが、先ほど言われたように、年齢は43歳まで、所得は夫婦合計で730万円までという基準で、1回目は30万円ということですが、2回目以降は15万円が上限となつて、6回という回数制限まであります。しかも、この40歳から43歳の間では、その回数制限が3回までとなつています。1回目で成功される方においては比較的少ない負担で済みますけれども、2回目以降は補助額が半分に減らされるので、これでは到底足りませんと。だからこそ上乗せした補助をしている自治体が県内にも、先ほど市のほうが調査したところによると8件ということでしたが、幾つもあるわけですが。例えば東郷町、東海市、一宮市などでは10万円を上乗せして補助を出しています。

一宮市は、5万円の上乗せだったものが、平成28年度4月から、2回まででございますが、10万円の上乗せに拡充しています。一宮市の特色として、市のPRにつなげているということでもございました。

東海市では、特定不妊治療は県の助成プラス10万円の上乗せ、しかも、こちらは一般不妊治療は全額補助で自己負担なしで受けられる、所得制限もなし、24カ月までという手厚い支援を行っています。県内で1位、2位を争う合計特殊出生率になっておつて、不妊治療に力を入れている自治体の代表格とも言えます。

西尾市では、西尾市長の強い思いで拡充され、ことしからは何と1回15万円、初回に限つては20万円の上乗せ補助があります。昨年は西尾市で200件ほど、この補助を受けられたということでもございました。

県内で実施している自治体は、5万円の補助であったものを拡充して10万円、15万円と、そういった拡充をしている自治体が多くて、出生率にも寄与している。子供を産みたいと切に願っている家庭に子供ができないのは、本当に精神的にも、身体的にも、経済的にもしんどいことだと思います。ぜひ、そういった方に温かい手を差し伸べていただきたいと思いますが、来年度に向けて、この特定不妊治療の上乗せ補助ができるように準備してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 不妊治療をめぐる現状として、治療を始める方の年齢が高くなるほど、流産・死産のほか、妊娠に伴う産科合併症を初め健康を害するリスクも高くなる傾向があるとともに、不妊治療を行ったとしても出産に至る確率が下がることが医学的に明らかとなっていますので、不妊治療費の助成については、著しい費用対効果を望むことができません。

ただし、年齢にかかわらず、治療を受けなければ妊娠できない御夫婦が、前述のリスクを承知の上で我が子を産み育てたいと願う切実な思いも尊重する必要があると思います。

したがって、市といたしましては、不妊治療を続ける方々に対し、少しでも経済的な負担ができるよう、また少子化対策の一環として、特定不妊治療費助成の新年度の事業化に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この不妊治療は、やはり費用対効果では図れないものだと私は思います。来年度に向けて、市長のほうは今、特定不妊治療に対して事業化に向けて進めたいと、検討したいということですので、ぜひ拡充していただきたいと思っています。できればほかの市町村と同じように、拡充された市町村と同じように、10万円以上の上乗せの補助をお願いしたいと思っています。

また、ぜひそれをPRの一環として、子供を産むなら弥富市へというようなPRもあわせていただいて、ぜひこの弥富市をさらに子育てしやすいまちという形で押し出していきたいと思っています。

そして、続きまして、子育て支援ということで、産後の予防接種で、多くの予防接種は今補助をしていただいている状況で、そのほとんどは無料で受けられて、大変助かっています。私の娘も今、ようやく5カ月を過ぎたところでございますけれども、たくさんの予防接種を受けさせていただきました。

しかし、この補助のある予防接種でないものにロタウイルスというものがございます。このロタウイルスは、ノロウイルスのような症状が出ます。このノロウイルスとの違いというのは、ノロウイルスは秋から冬の中盤にかけて流行することが多く、激しい嘔吐が特徴で、下痢や発熱もありますが、1日くらいでおさまります。対してこのロタウイルスというのは、冬の終わりから春にかけて流行することが多く、激しい下痢、嘔吐、発熱が長く続くのが特徴です。基本的には一、二週間くらいでよくなりますけれども、乳幼児に多く、3歳未満の子供は脱水が進み、点滴や入院治療が必要になることが多くあります。非常に感染力が強く、5歳までの大半の子供がこのロタウイルスを発症する、かかるというような状況になっています。

そんな感染力が強く、乳幼児がかかると危険なウイルスであるにもかかわらず、任意の予



防接種になっており、しかも、この任意の予防接種を受けるのに2万4,000円から2万8,000円の自己負担がかかるということでございます。

そこで、近年では、このロタウイルスの補助を出す自治体がふえてきています。愛知県でも多くの自治体が補助しております。

そこで、弥富市もこのロタウイルスに対して補助をしていく考えはあるか尋ねたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

ロタウイルスの予防接種は、予防接種法に基づく定期接種ではなく、任意接種となっており、海部地区で1自治体のみが無料で実施している状況ですので、今のところ費用の助成は考えておりません。

今後については、厚生労働省において定期接種化に向けての検討がなされておりますし、県内では54市町村中20市町村が無料、または一部を助成するなど、少しずつ広がりを見せておりますので、国及び近隣市町村の動向も踏まえながら調査研究をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 厚生労働省等で検討がなされているということでございますが、感染力が強く、保育所などで流行しては大変困ったことになりまして、子育てするなら弥富市ということで打ち出しているならば、子育てを応援するならば、ぜひこのロタウイルスについても早急に補助できるような方向で検討していただくことを強く要望していきます。

さて、では次の課題に移ります。

三花まつりについてでございます。

これで3年連続、この時期になると質問していることになりましたけれども、まず桜まつりでございますが、ことしもタイミングが合わず、満開の桜とまではなりませんでした。それでも多くの市民の方でにぎわってございました。模擬店を出すスペースにおいては、昨年質問したことにおいて改善され、以前のような窮屈な感じがなくてよかったと思っています。

藤まつりについては、藤の花が短いことはあるものの、昨年よりも多くの花が咲いており、改善されたように思いました。どのような対策を行ったのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 藤の花にどのような対策を行ったかという御質問でございますが、年間の管理としては、おおむね例年どおりですが、冬の剪定において、樹木医の立ち会いのもと、特に花芽の数に留意して剪定を行いましたので、花が比較的均一に咲きました。

また、近年課題であったつばみを落としてしまう害虫のタマバエ対策の消毒を2年続けて行ったことで効果があらわれてきたのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 樹木医と相談してその対応を行って、それが効果があらわれてきたということでございました。本当に花がきれいに咲いていた状況でございましたので、よかつたなと思っています。

しかし、参加した方から、階段をおりた囲いの中には、以前水が張っていたと思ったのに、今はなぜか芝桜が咲いていたと。何か違和感を感じるということでございました。せっかくなので、ここに水を張って金魚などを放流してPRにつなげたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 金魚を放流してはどうかという御質問でございますが、階段をおりたところは、かつて鍋田川の船着き場の跡で、当時の石垣が残っております。平成6年の公園整備の際に、この石垣の保存を図りながらハナショウブを植えました。筏川跡の水位が低いため、土の乾燥によりハナショウブの育成には不向きであったこと、またハナショウブと藤では花の時期が異なり、訪れる人がほとんどいなかったことが課題でした。

その後、平成27年に藤の花と同時期に楽しめるということで、ガイドボランティアの協力で芝桜を植えたということがこれまでの経緯でございます。

御提案いただきました金魚の放流を行うには、池として整備する必要がございます。石垣の保存の観点から、コンクリートで固めてしまうことは問題があり、どのように防水するかが大きな課題であります。貴重な御意見として、今後の公園整備の参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 石垣が大切なものということでございまして、そこに手を加えるということは、かなり難しいのかなというふうに感じました。

今、芝桜が咲いているとはいえ、満開に芝桜がなっているということではなく、雑草がまぎっているような状況でございますので、ぜひ、せっかくなので、こういったところもきれいに見えるように検討していただければと思っています。

また、藤まつりは駐車場が少なく、会場も狭いということで、ステージはあるのですが、出ているブースはお抹茶だけということでございます。人を呼び込んで、そこにとどまって、しばらく過ごす類のお祭りには見えないのですが、市としてはどのような立ち位置で、どのような祭りにしたいのか尋ねます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 済みません、先ほどの答弁で、1カ所御訂正させていただきます。

先ほど私、筏川と申しましたが、済みません、鍋田川の間違いでございます。済みません、

失礼して、訂正をさせていただきます。

どのような祭りにしたいのかという御質問でございますが、御指摘のとおり、森津の藤公園は駐車場が少なく、春まつりや芝桜まつりに比べ、会場も狭いことが課題です。

しかし、来場者からは、ここは静かでいい環境だという意見や、ここで藤を見ながらいただくお茶はおいしいといった意見を毎年多くいただくのも事実でございます。

今後の藤まつりのあり方については、市の天然記念物としての藤と、服部擔風先生の書斎、藍亭の活用、そして森津保存会や文化協会、ガイドボランティアなどの協力により、地域の歴史や文化、芸能に触れていただく貴重な機会でありますので、春まつりや芝桜まつりとは少し趣の異なった祭りとして、小規模ではございますが、続けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 桜まつりや芝桜と違って、よそから人を呼び込んでわいわいとぎわうような祭りではなくて、ゆっくりと静かで趣のあるお祭りという方向づけということでございますので、ぜひそうしたお祭りもいいかなと思いますので、その方向で進めていっていただければと思いますが、今、隣接地を譲っていただいたということでございますので、今後の活用についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 隣接地の今後の活用についての御質問ですが、今年度、計画の概要をまとめる予定でございます。藤を中心として、竹林や樹木など、自然を生かした散策路や庭園を整備し、落ちついた雰囲気の中で市民の憩いの場となるよう、また地域の歴史や文化を身近に感じていただけるような活用方法を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、竹林みたいな状況になっておりますが、それを利用しながら自然を浴びられる、ゆっくりと過ごせるような状況になるのかなとイメージしますが、今年度まとめるということでございますので、またその状況がわかり次第報告いただければと思っています。

最後に、芝桜まつりでございますが、この芝桜まつりについては、一番辛辣な意見を述べねばならないというところになります。弥富インターの出口付近には「金魚と芝桜のまち」と大きく看板に出ております。また、新聞でもたくさん掲載されて、広く情報が載っていたり、市外にも広く呼びかけておりますけれども、せっかく来ていただいても、今の状況では見応えがあるとは言えずに残念な気持ちになりかねないということでございます。

一昨年前から何度も質問し、少しは対策などを行ったということでございますけれども、

しかし、現状は余り変わっていません。ただ、ことしは昨年の10月13日の植樹祭で、入り口のほうを集中して、メイン広場のほうを集中して植えかえたために、入り口のほう、メイン広場のほうはきれいに咲いていたということで、まだよかったのではないかと思います。

しかし、期待に胸を膨らませて中之島のほうに行くと、大変残念な現状が広がっていました。ことしもよその市町から来た人が、ちょっとこれでは驚きましたということで感想を漏らしていました。

おととしからの質問に、市はもう少し様子を見てと繰り返しておりますが、いつまで様子を見ればよいのですか。市は、今の芝桜の現状をどのように捉えているのかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 平成21年から芝桜の植樹が始まっていますが、早い時期に植えた芝桜は、既に寿命が来ていると思われまます。また、場所によっては土の状況がよくなかったり、気候と防草シートの影響により芝桜の繁殖が寂しい箇所もあるように見受けられます。

昨年は、最初に植栽し、補助金の処分年限を超えた部分で全面植えかえを実施しました。その部分は花が咲きそろっていましたが、全てを一斉に植えかえるには多額の費用が必要となります。そして、中之島では新たに植栽を予定している箇所もありますので、計画的に整備や植えかえを進めていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 毎年植樹祭等で、大変多くのボランティアの方が御活躍され、植えかえているわけですが、毎年植えかえてはいつているんですね。しかし、植えかえた年は、そのときの状況はよくなりますが、2年、3年たちますと、本当に悲惨な状況が広がるというのが現状です。

特にひどいのが、本来、芝桜が植えられている場所にスギナなどの雑草が生い茂っている状態が目につきました。まずは、このスギナなどの雑草を根から土ごと根絶やしにしていくことが必要なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

ほかの市町では、この花が植えられているところに余り雑草は見ないわけですが、専門家の意見などはちゃんと聞いたりしているのかどうかあわせてお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 雑草の繁殖を防ぐためにも、新たに芝桜の植栽するところは土壌の入れかえをしていきます。しかし、完全に雑草を絶やすことは難しく、苦慮しているところでございます。

三ツ又池公園でイベントなどが行われるときには、除草をしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私はこの間、多くの市町の花祭り、民間のものも含めてでございますが、見に行きました。ほかの市町の花祭りは、これほど残念な状況になっているのは見たことがありません。どの市町も本当に見事なものでございました。芝桜の寿命が短いことや育てにくいこともあるかと思えます。また、土壌が悪いというような状況もあるかと思えます。それを広範囲に維持していこうとすれば、かなり大変ということなので、私はいっそ、この範囲を入り口付近、メイン広場に絞って、中之島は別の方法を考えたほうがよいのではないかと思えます。

例えば大治町では、小学生が公園に花を植えるということを行っています。それを見にお母さん方が、保護者の方々が見に来るそうです。例えばそれを参考に、さらに改良して言えば、小学校ごとに区分して、ここは〇〇小学校の児童が植えましたみたいにして、市の花であるキンギョソウや芝桜を使ってフラワーアートコンクールを行ってみたり、芝桜まつりの参加者が投票できるみたいにするとおもしろいのかなと思ったりします。例えば、後日、市のホームページで結果発表して、それを2日目の午前中で締め切って午後に表示するという手もありかなと思えます。

各小学校の創意工夫によって植える位置や色などを考えたりして、フラワーアートなどが生まれやすくと話題性もある、インスタ映えになったりするのではないかなと思ったりします。

そうすると、保護者の方を連れて芝桜まつりに来る、参加者がふえる、インスタなどで投稿される、他の自治体や他県などからも来るなどの連鎖反応が起こってくる可能性があります。全くいなかった場所が、一回インスタ映えただけで、想像もしないほどの人が訪れるのが今の時代です。ぜひそういった工夫を弥富市でも考えてほしいと思いますが、市は何か考えておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 今後、芝桜を植栽する際に、デザイン性を持った形態や色彩の模様を取り入れていくなどの工夫ができればと考えています。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ただ植えるだけではなくて、さまざまな工夫を凝らして、ぜひ映えるような状況に持って行っていただきたいと思えますし、せっかくならお子さんなど協力していただいて、学校側にも協力していただいて、そうした保護者なども一緒に巻き込めるような状況に持っていったら、もっとにぎわうのかなと思っています。

また、せっかくならたくさん人が訪れたら、当日の募金を集めてみて、この芝桜まつりに対しての活用金にするとか、また蟹江町などでは、こいのぼりを寄附で集めて図書館の周りに、

すごい見事な状況になっておりますけれども、同様に、弥富市もこのこいのぼりを集めて、寄附を募ってみてはどうでしょうか。今、本当に大きなこいのぼりを出すという御家庭はなかなかいっしょにない。しかし、昔から大きなこいのぼりを持っているところは倉庫に眠っているというような状況でございますので、それをぜひ出していただいて、寄附していただいて、この三ツ又池公園の池の周りにこいのぼりがずらっと並んでいたら、さらに見応えがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 市が募金を集めるという行為は、慎重に対応しなければならないと考えます。また、市ではないのですが、過去にこいのぼりを上げたことがありましたが、簡易的な方法であったため、思うような見ばえではありませんでした。十分な高さを確保し、数多く泳がせようとする、丈夫な部材やしっかりした構造を備える必要があり、多額の費用がかかりますので、芝桜まつりにこいのぼりを飾ることは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ちょっとやってみただけでも、できないというような状況だったり、市が募金を集めるのはどうかということもありますが、まず市の募金といえば、例えばふるさと納税などもございますので、例えば、私が先日テレビを見ていますと、目的別では給食を無償化するために募金をしてくれということ呼びかけたら、かなりの寄附があったということがテレビのほうで見たこともありますので、芝桜まつりにかかわらず、そういった形でふるさと納税等も使いながら、ぜひ寄附を募ってみてはと思います。

また、こいのぼりに関しては、ちょっとやってみただけでも、うまくいかなかったし、ちゃんとしたものをつくらうとすればお金がかかるということでもございましたが、別にこいのぼりにこだわる必要はないですが、しっかりと盛り上げていっていただけるような工夫を考えていっていただきたいと思います。

また、市のほうでなかなかアイデアが浮かばないということであれば、アンケートやパブリックコメントなどで市民にさまざまなアイデアや手入れの工夫、簡単に長年咲く花等を募集してみたりしてはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 芝桜まつりの当日にアンケートを実施することも、一つの有効な方法かと考えます。また、ホームページから意見を寄せていただければ、参考にしたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市で困っていることと、やはり市民がこうしてほしい、ああしてほしい

いという要望はしっかりとリンクすることもありますので、ぜひ多くの方に意見を募って、よりよいものに、活気づくものにしていただければと思います。

また、昨年も言いましたけれども、アイリンブループプロジェクトのフランスギクが隅っこのほうに今植えられているわけですが、ぜひこれをもう少し目立つ位置に植えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 現在、福祉センターの駐車場と拠点広場を往来する階段付近にあり、多くの方が目にする場所だと考えています。

フランスギクの開花の時期が芝桜の時期とはずれており、フランスギクの開花状態を見れば印象が違うのではないかと思います。また、株もふえればもう少し目立つようになるのではないかと考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに福祉センターとメイン広場をつなぐ通路にあるんですけども、ただ、福祉センターの駐車場を利用しない方は、なかなか目にすることはないというような状況になります。なので、ぜひもう少し目立つ位置に考えていただきたいと思いますし、株がふえれば、確かにあのり面一体にフランスギクが生えるとなったら、それは見事な状況になりますので、その辺も踏まえて、ぜひ目立つ位置に工夫を凝らしていただきたいと思います。あれは、本当に震災に咲く希望の花ということで、震災で大変な被害が予想されるこの弥富市においては、広く広めていかなければならないものだと思いますので、ぜひPRできるような状況に持って行ってほしいと思っています。

また最後に、メイン広場にちょっとした水路のようなところがありますが、せっかくなので、そこに芝桜まつりが開催されるときだけでもよいので、金魚を放流し、映え効果、金魚と芝桜、これは茶臼山にはできない、弥富市だからこそできる金魚と芝桜ということでPRしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 小笠原農政課長。

○開発部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） せせらぎ水路は、上流部・下流部に池のような部分がありますが、もともと生き物を生かすつくりではないので、水が流れる部分は水深が浅く、金魚を生かすことができません。また、子供たちが水路に入ったりしていることもあります。そして公園は開放されていますので、野良猫など動物に襲われる心配もありますので、水路に金魚を放流することは考えていません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうはいつでも、以前そういった形で取り組まれたこともありますし、ぜひ、これは弥富市でしかできないことということで芝桜と金魚を押し出すのであれば、そ

れをコラボしたような状況を見せられるといいのかなと思いますので、ぜひさまざまな困難は、課題はありますけれども、検討していただきたいと思っています。

最後に、この芝桜まつりについて、現状、市の認識と今後の方針をお答えください。例えば市内向きの祭りなのか、それとも市外からも呼ぶ祭りなのか。市外から広く呼ぶならば、お金を落としていってくれるような工夫とか、現状で十分なのか、もっと多くの市外の方からも呼ぶ行事にしたいのか等も含めて、ぜひ現状の認識をお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えします。

芝桜まつりについては、三花まつりとして春まつり・藤まつりとともに、弥富市の春を飾る市を代表する行事の一つとなっております。

平成24年度から、芝桜の鮮やかな花のじゅうたんを市民の皆様に見て楽しんでいただくということが始まりです。新聞等の報道にも取り上げられたことにより、春まつり・藤まつりと比較すると、芝桜まつりを含めた開花時期には市外からも多くの方に訪れていただいております。

芝桜まつりの今後については、毎年市民ボランティアを募り、芝桜の植樹に御協力をいただいております、まずは市民の皆様楽しんでいただき、市外の方にも芝桜まつりのPR、情報発信を行い、より多くの方に訪れてもらい、芝桜を見て楽しんでいただければと考えております。

また、ことしの反省点や御意見を踏まえ、より多くの店が出店できるよう会場レイアウトの調整をするなど、見直しを協議して進めていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 本当に市外からも大々的に来ていただけるようなお祭りになっておりますので、ぜひ今のような現状、中之島のような現状であると、大変残念な気持ちになって、何だこれはというような状況になりかねませんので、ぜひ見応えのあるしっかりとしたものにしていくことをあわせてお願い申し上げまして、次の課題に移ります。

次の課題といたしまして、桜小対応の児童館についてでございます。

桜小対応の児童館がないことについての市の認識はどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、桜小学校区内に児童館がないことは認識しております。このことにつきましては、旧弥富町時代の平成6年に、1番目の児童館として桜児童館がオープンしました。そのときは桜小学校区内の児童館でありましたが、その後、平成25年に日の出小学校が開校しましたので、現在の桜小学校区内には児童館がないということになっております。



ただ、児童館の御利用につきましては、市内に居住する児童及びその保護者となっておりますので、学区内に限らず、どこの児童館でも御利用いただけます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今の桜児童館は、日の出小学校に今、学区としてあるわけでございます。どの方でも御利用できるということでございますけれども、現実的に子供の足で向かおうとなると、少し遠いのかなと思います。

そこで、この桜小学校対応の児童館ということで、新庁舎ができたときには、その桜小の敷地内等を検討しているという答えがあったかと思っておりますので、ぜひ、この桜小学校対応の児童館を早急に整備していく必要があると思っておりますが、今後、この桜小対応の児童館について、つくっていく計画はあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 児童館の現状でございますが、当市の児童館全体の利用者数は年々減少傾向にあります。市内の6カ所の全児童館の年間利用者数は、平成28年度は9万1,625人でありましたが、平成29年度は8万1,373人、平成30年度は7万8,598人となっております。この3年間でマイナス1万3,027人、約14.2%の減少となっております。

その反面、児童クラブの利用希望者数は年々増加傾向にありまして、待機児童をなくすため、施設整備や定員の見直しを図ってまいりました。平成31年4月1日からは、市内全体で児童クラブの定員を80名ふやしたところでございます。

今後とも安心して子育て、子供を産み育てられる社会の実現に向けて、ニーズの高いものから環境の整備に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 児童館の利用が減少しておって、また逆に児童クラブの利用が増加しているということでございまして、児童クラブの増加に合わせた対応を先にしたいというお答えでございまして、ただ、この桜小学校がある前ヶ須地区には公園もない、児童館もない、子供が遊ぶ場所がないというような状況になっております。ないと言ったら少し語弊がありますが、しかし、なかなか近場で遊べるような状況にないというのが前ヶ須学区の御意見でございますので、ぜひここに公園や児童館をしっかりと整備してほしいと。市街地であるこの前ヶ須の地区に、やはりこうした子供が遊べる場所をふやしてほしい、こうした希望はございますので、ぜひ、児童クラブのほうは確かにすぐれた施設になっておりますけれども、児童館のほうも、今利用が減っていると言っておりますけれども、やはりこの児童館自体はなかなか周知する機会がないんじゃないかと逆に思うんです。実際に私の妻は名古屋のほうから引っ越してきたわけでございますけれども、児童館の存在を知らせ

んでした。多くの方は、引っ越してきた方というのは、なかなかこの児童館というのがどこにあるのか、どういう施設なのかというのを知りませんので、ぜひこのPRも踏まえて、この活用方法をしっかりと周知した上で利用をふやしていくのも必要になってくるんじゃないかと思っておりますし、また、ぜひこの桜小対応の児童館、小学校、今、生徒数500人程度おると思うんですが、比較的生徒数の多い学校だと思しますので、そこに合わせて児童館をつくっていく必要は私はあると思しますので、ぜひ今後の検討結果に入れていただきたいとお願い申し上げまして、本日の私の質問とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目は、障がい者支援について、市の認識や取り組みについてお伺いをいたします。

障がいは、いつでも誰にでも生じ得るものです。障がいは多種多様で、同じ障がいでも一律ではありません。また、複数の障がいとあわせ持つ場合もあります。そして、外見だけでは障がいがあることがわからないこともあるため、周囲に理解されず苦しんでおられる方もいらっしゃいます。障がいの種類、程度は人それぞれ違いますが、少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障がいのない方と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんいらっしゃいます。

障がいのある方と温かく接し、困っていそうな場面を見たら、一声かけてサポートをしたり、必要に応じて支える姿勢が大事だと思います。また、それぞれの個性や能力が活かせることを一緒に考えていくことが非常に重要ではないでしょうか。

誰もがさまざまな障がいの特性、障がいのある方が困っていること、また障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障がいのある方が暮らしやすい社会をみんなで一緒につくっていくことを目的とした運動があります。それを「あいサポート運動」といいます。この運動につきまして、市はどのような認識をお持ちでしょうか。また、導入についての考えもお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） 炭竈議員の御質問にお答えいたします。

ただいまのあいサポート運動は、愛情の「愛」と英語表記の私を示す「I」に共通する「あい」と、支えるまたは応援する意味のサポートを組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意思で行動するという意味で名づけられました。

この運動は、障がいのある方への必要な手助けや配慮などをみんなで理解し、実践し、暮らしやすい社会の実現を目指した運動で、平成21年11月に鳥取県で始まりました。

運動の普及推進のため、研修が地域や学校、職場などで行われ、研修を行った企業はあいサポート企業・団体として認定され、広域的な取り組みがされております。

本市において、あいサポート運動は現在導入されていませんが、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現のためには、障がいのある方への合理的配慮は必要なことと考えます。

市内小中学校では、市社会福祉協議会主催により毎年福祉実践教室を実施し、障がいのある方への理解と手助けについて学ぶ機会がありますが、より多くの方々に取り組みを広げていただくために、先進市の事例を今後研究してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは次に、平成28年4月から、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が施行されております。同法では、地方公共団体に対して、障がいを理由とする差別を解消するための措置として、差別的取り扱い禁止及び合理的配慮の提供を法的事務として課しております。

市では、同法に基づき、市の職員が事務事業を実施していくに当たり、適切に対応するための必要な事項を定めた障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定して見えますが、その中で、市は障がいを理由とする差別の解消推進を図るため、職員に対し必要な研修及び啓発を行うものとするという規定がございますが、この対応要領策定以降、市としましてどのような研修、また啓発を行われたのかお伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） 市職員の研修につきましては、平成28年3月17日に、全課を対象に障害者差別解消法施行に伴う研修を実施いたしました。88名が受講をいたしました。

障がいがあるという理由により、一方的にサービスの提供を断ってしまうような差別的な対応はしてはいけないこと、また、障がいのある人たちの社会参加を妨げているような、さまざまな障壁を無理のない範囲で取り除いていく合理的配慮について、自分たちに何かできる方法はないかを考え、対応していくことを研修しました。

啓発につきましては、対応要領を配付し、常日ごろから職員全体で取り組むようにし、新規職員にも、新規採用職員研修において、障がいのある方への理解と対応について周知啓発

を行いました。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、続いてでございますが、この対応要領の中に、相談体制の整備として、差別に関する相談窓口の一つに教育委員会学校教育課がございます。

そこで、この職員対応要領については教育委員会でも策定してみえると思いますが、教育委員会の研修・啓発はどのように取り組まれていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 教育委員会の職員対応要領に対する取り組みという御質問でございますが、教育委員会部局におきましては、個別に対応要領は策定しておりません。市が策定した要領を運用しております。また、御指摘のとおり、学校教育課は弥富市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第7条、相談体制の整備の規定に相談窓口と明記されております。

教育委員会職員を初め、教職員など全ての職員は職務を行うに当たり、障がい者の権利を侵害することのないよう障がいの状況に応じて合理的な配慮に努めておりますが、障がいを理由とする差別に関する問題が生じたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めております。

また、平成29年度から障がいを持った児童・生徒、その保護者の方々への相談には専門相談員を配置し、学校や関係諸機関と連携しながら適切な対応に取り組んでおります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁をいただきました。障害者差別解消法に関連して、教育委員会の取り組みについてお伺いをいたしました。今後も対応要領等を御活用いただきまして、障がい者への合理的な配慮に努めていただきますことをお願い申し上げます。また、ただいま御答弁ありました市の雇用により、平成29年度から専門相談員を配置されているということでございます。これにつきましては、大変心強く感じた次第です。

それでは、あいサポート運動の話に戻りますが、あいサポート運動は、さまざまな障害の特性と、そのサポートの仕方を知る人をふやすことで、誰もが暮らしやすい地域をつくる運動です。視覚障がい、聴覚言語障がい、肢体不自由、知的障がい、精神障がいなどの障がいについて、一定の研修を受講することであいサポーターとして認定をされます。基礎的な知識を身につけるといふ点では、あいサポーターは高齢者の認知症サポーターとよく似ていると思います。

そこで、認知症サポーター養成講座につきましては、既に市としても多く取り組んでおられますので、今後はこのあいサポーター養成研修にも取り組んでいただきたい、ぜひあいサポート運動の推進をしていただきたいと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） あいサポート運動の推進の件でございますが、あいサポート運動の推進のためには、職員や地域の方々、職場において一人一人が障がいについて正しく認識することが大切であり、一定の研修を受講し、あいサポーターとして適切に対応し、誰もが暮らしやすい社会の実現のため、少しずつでも障がいを持つ方々への理解が深まり、サポートができるように、あいサポーター養成研修について先進市を研究してまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。本市におかれましても、あいサポーター養成研修は、ぜひ実施をしていただくという方向で研究をしていただきますことを強く要望いたします。

それでは、関連してでございますが、次の質問に入ります。

ヘルプマーク、ヘルプカードの導入についてお尋ねをいたします。

さまざまな障がいを抱えている人や妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からわからないことがあります。さらに駅や商業施設、スーパーなどで突発的な出来事に対して臨機応変に対応できない人や、立ち上がること、また歩くこと、そして階段の昇降などが困難な人もいらっしゃいます。そうした人たちが周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくする取り組みがヘルプマークです。

ヘルプマークですけれども、こちらがその実物でございます。

これをバッグ等につけていただいて、周囲の人に知らせるという実際のものでございます。

またヘルプカード、こちらにつきましては、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたものでありまして、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものであります。必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードでございます。

先ほどの質問で、市で策定されました障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領とともに留意事項も策定されており、その中でさまざまな障がいに対する配慮が示されております。

そこでお尋ねをいたします。現在、市におかれましては、このヘルプマークやヘルプカードの導入につきましてはどのようになっているのかお聞かせをいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

ヘルプマークにつきましては、平成30年7月20日より、愛知県内全市町村において一斉に配布がされておりますので、福祉課において、希望があればお渡しさせていただいております。

す。

ヘルプマークの普及に当たっては、皆様一人一人の御理解と御協力が必要不可欠ですので、利用者を見かけられましたら、例えば電車・バスの中で席を譲っていただいたり、何か困っているようであれば進んで声がけをしていただくなどして手助けをお願いしたいと思います。

ヘルプカードは、コミュニケーションをとることが困難な障がいのある方などが、あらかじめ障がいの特性や希望する支援内容をカードに記入をしておき、緊急時や災害時などにこのカードを見せることによって周りの人に支援を求めるためのカードであります。

本市においては、安心・安全カードという名称で、福祉課及び介護高齢課の窓口において、希望により配付をしております。

市民の皆様に、改めて制度の内容を知っていただくために、広報や市ホームページに記事を掲載し、周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 周知のほうもよろしくお願ひしたいと思います。一応福祉課のほうで対応していただけたという御答弁もございましたように、どうか市民の皆様方にもこうしたことを知っていただくために、広くわかりやすい周知をしていただくことを要望いたしておきます。

最後に、あいサポートの取り組みやヘルプマーク、またヘルプカードの導入などは、行政がばらばらに行っていたのでは質の高い福祉サービスには結びつかないと思います。市民ニーズが多様化している中、市民目線に立ったおもてなしのサービスを効果的、また効率的に提供していくことが求められております。

現状は、窓口サービスにおいては、関連する手続につきまして複数の窓口を回ることが多くあることから、市民にそのような負担をかけないように1カ所1回で重複することなく手続が完了するワンストップサービスの確立など構築すべきだと思いますけれども、この辺は市の方針としてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

現在、新庁舎の建築中ということで、市民の皆様、その中でも特に障がいのある方、高齢の方には駐車場等で大変御不便をおかけしてございまして、申しわけございません。

さて、転入や転出時の申請や、住民票や各種証明書の発行手続を1カ所でできるワンストップサービスにつきましては、以前から市役所内で民生部を中心に総合窓口システムの導入ということで検討してまいりました。

平成31年2月には、市民課と保険年金課の職員が先進地である岩倉市役所を訪問させていただき、総合窓口システムについていろいろ状況を伺ってまいりました。岩倉市では、住民

票等の証明発行については、申請から交付までをワンストップで行っていますが、複数の課にまたがる場合は、それぞれの課において順番に手続をされていました。また、国保、年金、福祉医療に関しては、関連する業務を1人の担当が行っていましたが、それぞれの業務の専門知識が必要なため、それをサポートするための新たなシステムを使って業務を行っています。しかしながら、そのシステムを使用しても、かなりの専門知識が必要になるため、窓口での対応は各課の職員が行っており、課に配属される職員数も、当市と比較すると多くの人員が配置されています。また、窓口以外の通常業務を時間内に処理することが困難になるため、時間外勤務もふえる傾向にあることが問題となっているようでした。

完全なワンストップを行う場合、それぞれの業務の申請処理が終わらないと次の申請ができず、全ての申請が終わるのに相当な時間がかかることもわかりました。

現在、当市では、3階ホールの入り口に案内係を配置しており、市民の方がお困りのときは御用件をお伺いして、各課へ案内をしております。市民課で転入等の処理を行いながら、隣の保険年金課で国保年金の申請を同時に行うなど、課をまたいだ連携を密にしながら待ち時間の短縮を図っているところであります。

ワンストップサービスを行う総合窓口システムの導入につきましては、メリットも多々あるとは存じますが、一方で新しいシステムの導入経費や専門職員の配置等で多額の経費もかかると見込まれます。

新庁舎のレイアウトでは、現在3階の市民ホールで業務を行っております民生部の各課が全て1階のフロアに配置される予定でございます。1階には総合案内係を設置しまして、来庁された市民の皆様がお困りのときは御用件を丁寧にお聞きし、市民課、保険年金課、児童課、福祉課、介護高齢課など、必要な課を御案内する体制を整えてまいります。また、今までどおり課をまたいだ連携を密にして、市民の皆様にお負担をかけないようにしていきたいと考えております。

なお、新庁舎へ移転後もワンストップサービスの導入につきましては研究させていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 最後になりますけれども、どうか職員の皆さんが事務事業を実施していくに当たりまして、適切に対応するために、さらなる意識の向上と、またあいサポート運動の導入につきましても、今後積極的な取り組みで障害者支援を推進していただきますことを切に要望いたしまして、次の質問に入ります。

2点目でございます。

今回は、災害時における備蓄品について質問をいたします。

昨年は、6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、9月の北海道東部地震、そして立て続

けに起きた巨大台風と自然災害の多い年でございます。これまでの常識が適用しないくらい、自然災害は激甚化しています。

我が市も災害に備えてさまざまな備蓄品をそろえておられます。その中で、まず備蓄に使い捨てる哺乳瓶と液体ミルクの体制についてお伺いをしたいと思います。

災害時には、広範囲の断水や避難生活が想定されます。これまでのニュースの報道などによりますと、被災者の声では、赤ちゃんを持つお母さんから、水が出ないので粉ミルクがつかれません。やっとなんか飲ませても、哺乳瓶を消毒することができません。また、水を求めて子連れで何度も何時間も並んだという切実な声も聞かれました。ふだんは母乳で育てているお母さんであっても、災害時は環境や心の変化で母乳が出なくなることもあります。赤ちゃんを持つ方々にとっては、災害時にミルクと哺乳瓶を確保することは大変大きな問題です。

そこで、現在、我が市のミルクと哺乳瓶の備蓄状況について教えていただけますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 炭竈議員に御答弁申し上げます。

現在、市の乳児用の災害用備蓄品としましては、紙おむつは備蓄しておりますが、ミルク及び哺乳瓶は備蓄しておりません。

災害時の備蓄の大切さを、赤ちゃん訪問において乳児のための災害への備えとしましてパンフレットをお渡しし、非常時持ち出し品として必要なものを各御家庭で備えていただくなど啓発を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） もちろん、災害時の備えとして各自御家庭で準備をしておくことが最も大切であるとは思いますが、まず哺乳瓶についてでございますけど、哺乳瓶の使用後は栄養豊富なミルクの細菌が繁殖しやすく、しっかり洗浄し、消毒するなど衛生管理が不可欠でございます。特に月齢の低い赤ちゃんにとっては命にかかわるものと言われております。

災害当初の混雑時には、消毒する水もなく、すぐに洗浄できる環境とは思えません。発生直後、1日分程度は水もなく、加熱料理がしにくい環境だと想定をいたしまして、一般食であれば乾パンやクラッカー、ようかんなどが備蓄をされています。一方、赤ちゃんには同様の環境下、哺乳瓶の消毒ができない場合の、そうした状況への対応がなされておられません。

こうした緊急時に重宝するのは、衛生面でも問題がなく、すぐに使用できる使い捨て哺乳瓶です。この哺乳瓶は軽い素材で割れることもなく、消毒済みのため、開封後すぐに使用可能です。災害時には、平時と同じ感覚であってはいけないと思います。使い捨て哺乳瓶なら、速やかに安心して赤ちゃんにミルクを与えられ、消毒のことは考えずに済みます。もちろん、



これを使うのは一時のことなので、通常の哺乳瓶も必要でございます。

そこでお尋ねをいたします。通常の哺乳瓶のほかに、使い捨て哺乳瓶の備蓄を早期導入すべきだと考えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 基本的な考え方としましては、先ほどお話しさせていただきましたが、市では、乳幼児に必要なものを各御家庭で備えていただくよう今後もさらなる非常時持ち出し品の大切さ、またふだんの外出や旅行に有効であるなど多様な方法で周知してまいります。

市としましては、市内スーパーなどと災害時の物資調達の協定を締結しております。今後、乳児用の物資も迅速に供給できないかを確認してまいりたいと考えております。

しかしながら、災害時に全てのライフラインがとまってしまった場合、滅菌処理が不要で衛生的な使い捨て哺乳瓶の備蓄につきましては、非常に有効性があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは、使い捨て哺乳瓶の有効性を考えておられるということで、前向きな御答弁であったかと思えますけれども、これについて、もう少し導入していくというお考えはないものか、再度質問をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 使い捨て哺乳瓶につきましては、来年度、予算化に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 来年度考えていただけるということですので、ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

続いては、ミルクについてお伺いをいたしたいと思えます。

通常粉ミルクはお湯で溶いて、水で適温に冷ますという行為が必要です。断水になり、お湯を沸かせない環境では粉ミルクを使うことはできません。こうしたときの対策も考えなければならぬと思えます。

昨年8月、乳児用の液体ミルクの国内製造・販売が解禁となりました。液体ミルクとは、成分は粉ミルクと同じで、紙パックやペットボトルに無菌状態で密閉されており、常温保存が可能な人工乳です。粉ミルクのように哺乳瓶を洗浄、消毒して粉をお湯で溶かして、適温に冷まして授乳する必要もなく、商品によっては、開封したら付属の吸い口をつけるだけで飲ませることができることなどから、災害時の活用などに注目が集まっております。海外では、既に広く利用されております。

早くから欧米では普及していましたが、日本では2016年4月に起きた熊本地震の際に、フ

インランドから寄せられた支援物資の中にあり、避難所などで赤ちゃん連れの親御さんらに大変喜ばれたそうでございます。

そうした経緯から、国産の液体ミルク製造・販売を求める声が高まり、日本での製造・販売のための公的な基準を定めた改正厚生労働省令が18年8月に施行をされました。

既に東京都は災害時に液体ミルクを調達するため、流通大手と協定を結び、海外メーカーから緊急輸入する体制を整えています。西日本豪雨では、この協定を生かし、愛媛県や倉敷市に提供されました。北海道の地震でも、被災地への支援物資として液体ミルクが送られました。

日本でも、このたびの解禁でメーカーは開発を本格化させ、江崎グリコに続いてどんどん商品化されると思われます。

そこでお伺いをいたします。液体ミルクについては、被災地の実績もあり、災害時に有用なものだと思います。我が市も国産の液体ミルクを備蓄すべきだと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 液体ミルクは水を必要とせず、開栓してすぐに飲めるため、災害等の緊急時に利便性が高いものであるということを十分承知しております。

しかしながら、液体ミルクは賞味期限が6カ月と短く、値段も高いため、備蓄をするには、まだ製品の熟度が必要かと感じております。液体ミルクを製造する乳業メーカーさんのさらなる改良に期待をしているところであり、他市町村の状況及び情報収集をしております。

まずは、先ほど御答弁しましたとおり、市内スーパーなどと災害時の物資調達の協定を締結しておりますので、今後、液体ミルクも含め、乳児用物資を迅速に供給できないかを確認してまいります。

いずれにしても、市としましては、非常用持ち出し品は、必要なものはみずから用意するようホームページ、広報、ワークショップ、出前講座などと日ごろから啓発してまいりました。

今後も乳児用の非常用持ち出し品につきましても、積極的に健康推進課や児童課と連携をとり、6月末に発行される子育てガイドを利用して、乳児健診や子育て支援センターなどで液体ミルクの有用性も説明しながら、乳児がいる御家庭ではミルクや哺乳瓶等を必ず非常用持ち出し品に入れていただくよう、さらなる周知をしております。

さらに、市の災害用備蓄に関しましても、緊急災害時に本当に何が必要かを見直しながら、今ある備蓄品の更新時に新商品の導入などを考えてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま課長から御答弁をいただきました。液体ミルクの賞味期

限というんでしょうか、保存期間が平均6カ月から1年ということで短いということもございますけれども、例えば大阪市の箕面市では、食品ロスを防ぐために、賞味期限が近づいたミルクは保育園での日常の保育などで使い、使った分を補充していくというローリングストックと言われる手法を活用されているということでございます。

また、粉ミルクと比べ、1杯当たりの価格は割高となるかもしれませんが、お湯の確保が難しい災害発生時でも乳児に飲ませることが出来ます。箕面市のようにローリングストック手法も考えていただきながら、まずは安全性を最も優先に、災害時に必要とされる方々へ少しでも早く液体ミルクが行き渡るよう、乳幼児向けの備蓄食糧として方策を講じていただきますことを強く申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

三宮十五郎議員、質問に入る前に、12時前後に休憩に入りますので、御了承をお願いいたします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。

きょうは、市長及び担当部課長に、通告に基づいて3点にわたって質問をさせていただきますが、まず最初に、中期財政計画と各年度の予算の改善についてお尋ねをいたします。

決算が終わっております平成25年から29年度に至る当初の5カ年計画では、税収見込みは実際の決算額よりも33億円以上も少なく計上されております。さらに、各年度ごとの、毎年修正をしておきますが、その修正された、前年の12月なり1月に修正された計画と比べましても18億円近い差がございます。さらに、当初予算と決算の年度の差でも13億円を超えておりまして、これでは全く各担当部局が予算を編成する上で、財源がどこにどれだけあるか、どこまで使えるかということは明らかにされずに予算編成がされているとしか考えられません。

もともと、私は旧弥富町時代の最後の4年間監査委員をやらせていただきましたが、それ以前から、やっぱり予算と決算というのは実態に即して、実情を明らかにし、可能な限り正確にしていくということと、もう一つは、それ以前に、実際に予算編成や、あるいは交付税との関係で地方財政の算定にかかわってございました部課長ではない第一線で作業にかかっている職員の皆さんたちですから、まだかなりの方が現在も在庁しておると思いますが、こういう人たちに教えていただいて、大体市町の財政というのは、その年の7月には国との関係でほとんど、税収を初めとする基礎的な収支は、あとを修正しなくても交付税が出せる程度の正確なものを国に上げるという責任が課せられており、そういう作業がされておりますので、ほぼ毎年正確な予算を編成することができる。特に税収と交付税の関係は、やはり調整がありますので、そのトータルでそんなに大きな違いがないような予算編成というのは、そ

の気になれば私は、それは年度によって多少の差がありますから避けられないと思いますが、できることですが、こんな形で予算編成をされると、本当に各担当部局も市民も自分たちの要求が、本当にことしの市の予算の中でどのようにされていくかということ判断することもできないし、計画的な市政を進めることもできないと思いますが、こういう実態についてどのようにお考えになっているか、まず伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市税における決算額と中期財政計画や当初予算額との乖離につきましては、まず、平成24年12月に策定をいたしました中期財政計画の平成25年度から平成29年度までの中期財政見通しの市税の合計額と実際の決算額との差が大きい点でございますが、本市におきましては、市税が伸びている大きな要因は、固定資産税が堅調に伸びているためでございます。

そうした中、将来5年間の予測をする場合、何年先にどういった企業が工場等を建設、また増築されるかまでの確実な情報は持っておりません。また、どのような設備投資をされるかも想定できないものでございます。

幸い、本市におきましては、港湾地域やその背後地などにおきまして、工場等の新規建設や増築等がございましたので、結果といたしまして決算額は、平成24年度に策定しました計画と大きな乖離が生じたものでございます。

次に、決算額と当初予算額との乖離についてでございますが、その要因といたしまして、企業におきます償却資産の申告につきましては、毎年1月末までとなっております、それに対して翌年度に課税をいたします。

したがって、ある程度は想定しながら当初予算に見込んでおりますが、想定より多くの設備投資をされる場合もあり、それが大きな企業でございますと課税額も大きく変わってまいります。これは一方、大変ありがたいことと考えております。

また、決算額が当初予算とかけ離れていると予算編成ができないという御指摘でございますが、税金を見込む場合、余り過大に積算をしてしまいますと、仮にそれだけ税金がなかった場合に、その財源をもとに歳出のほうで予定をしていた事業ができなくなるおそれがあることから、確実に確保できる額を見込んできたところでございます。

しかしながら、御指摘のように、結果としまして大きな乖離が生じないように適切に税金を見積もっていくことも、予算編成をしていく上で大変重要なことでございますので、今後も当初予算の確定までの情報を的確に捕捉しながら税金を見積もってまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、そういう回答をされたんですが、結局、税金がそんなにふえな

ければ、当然不足分は地方交付税で補填するという仕組みがありますから、地方交付税のほうがそういうふうにあふえていく、税収があふえれば、当然その年度に国との関係で調整していくわけですから。そういうきちんとした仕組みがあるわけでありますから、今、部長がおっしゃったような事情があったにしても、トータルでは、私は基本的にそんなに大きなずれは発生しない予算の編成の仕組みができると思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、税収があふえれば、その75%が普通交付税の基準財政収入額に算入をされるわけでございますが、25%のずれはございますが、トータルでは、御指摘のように余り変わらないという御指摘は確かにございます。

ただ、普通交付税につきましては、これは毎年度、全体の積算の見直しが変更になってくるわけでございますが、基準財政需要額におきましても毎年度見直しをすることによって、前年度とどの程度、その事業を交付税に見るかということも変更になってくるわけでございます。そうしたことがございますので、収入の面におきましては25%のずれということである程度のものが見込めるわけでございますが、普通交付税の額といたしましては、逆に基準財政需要額のこともございますので、なかなか予測することは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 確かに国の制度がよく変わりますので、簡単に事前に予測することは難しいわけでありますが、今、私が言ったように調整機能がありますので、その中での対応は十分できるわけでありますよね。

それと、もう一つは、予算の編成の方法として、まず収入につきましては、今言ったように、かなり安全を見て小さく見ると。支出につきましては、これはもう、ちょっと以前からですが、例えば購入するものにしても、それから建設するものにしても、基本的に定価で入れていくと、歩切りをせずに予算を立てていくと。同時に、国の方針としても、また多くの自治体の方針として、大体そういうものについては、そういう定価で予算を組むわけでありますから、当然競争入札によって10%程度の節約をするということが大前提にしながら仕事をやっているわけでありますね。特に当市などは、ここ一連の空調で去年とことしにかけてやってきた小・中学校の事業でいきますと、両方合わせて予定価格の66%で、2億円をはるかに超える節約がされるとか、こういうことがあるわけでありますから、予算についてもめちゃくちゃそうやって低く見積もる必要もないし、もう一方で、歳出のほうでそういう余力を持った予算を組んでおるわけでありますので、やはりここはもっと現実に即した予算のやり方を進めていかないと、結局、そういう物すごく大ざっぱな見方で25年からの5カ年

計画は18億円財源不足になると。それから、今年度からの分につきましては37億円財源不足になる。

しかし、中身を見ますと、前年度も今年度も一切の計画と税収の間には恐ろしいほどの差がありまして、今年度も史上最高の予算を組んだわけでありまして、4月の固定資産税の調定なんかを見ますと、まだ1億円をかなり超える留保分があったり、ほかにも今までの見方でいきますと1億円を超える、多分実際に決算額の差が生じるわけでありまして、結局、予算見込みとしては80億、当初予算としては83億2,900万円でありまして、決算で、恐らく86億を超えるような違いが出てきておって財源不足になるなんていう大騒ぎをしなきゃいかんというのは、私はやっぱり、今のこういう状態に即した財政当局の対応、特に、とりわけ私は総務部の対応。

それからもう一つは、教育委員会なんかはかなりやっぱり、そういう方向で実際の市場価格の変化にも毎年気をつけてやるわけでありまして、部課によっては余りそういうことに関心を示さない、そういう形で終わっているところも少なくありません。

例えば、少し前になりますが、旧弥富町時代に、積載無線の3,000万円の予算が2,000万円ほどでできましたが、結局今度は合併した後の十四山のやつ、まだそんなに先じゃない時期にやったときには、またまたもとどおりで、実際の市場価格は大幅に違っているのにメーカーの言いなりで購入するとか、担当部局によって相当そういう現状の市場価格も見ながら予定価格を決める。

予定価格は定価で決めていくにしても、競争入札をきちんとしていくというような、こういう努力もやっぱり私はしっかりすることを通じて、収入のほうだけ絞るんじゃなくて、支出のほうも定価で組むのは、そういう執行残が出るのは当たり前でありますので、そんなにびくびくせずに、どちらかという、恐らく合併前の時期もそうなんです、税収については実際の収入を割り込むようなことがあっても、交付税との関係で、今申しあげましたように、トータルすると予算と決算の差が6年間を通して平均で5,000万円しか差がないようなことをやってきておりますので、私はやっぱりそこは本当に、今どちらかという、うちなんかは従来考えておるよりも、国の全国一斉にやるということになりますと、エアコンなんかの対応もそうですが、私たちが考えておるよりも、国の負担のほうの手厚いような状況にもなっておりますので、やっぱりそういう状況も見ながらしっかりと財政計画を進めていって、全国814市区町村の中で49番目という財政力を生かすこととあわせまして、市長を中心にいたしました、やはり特にトップですね、部長クラスを中心にして、こういうことにきちんと対応できるチームをつくって、今回のような、本当に、この新年度からの計画だって、当初から全く大きく外れておりますし、そして最後のほうで費用がふえてきますが、それに対して制度の改正によるものでありますので、税収が変わらなければ、当然交付税で増額さ

れるものが全然されていないわけですよ。幾ら何でも、私は総務部長がそういうことについて、これは私は理解できないわけではないわけでありますので、こういう不自然な予算の編成については根本的に改め、本当に市長を中心にした、しっかり市民の要望に応える、そして議会と当局が共有できる財政計画にして、そういう全国的にも上位の財政状況も生かし、国の制度もしっかり活用して対応していく、こういうチームをつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

三宮議員、渡邊総務部長の答弁で一旦休憩に入りますので、お願いいたします。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、歳入だけではなく歳出、これも従来からやっておりますように、一般競争入札などを導入いたしまして、できるだけ予算よりも安く導入するというようなことは、本当に大切なことだと考えております。

また、中期財政計画のあり方につきましても御質問をいただきましたが、今後の中期財政計画のあり方につきましては、ただいま御質問にもございました税金の見込み方を含めた歳入歳出見込み額の積算方法、また計画の表記の仕方など、他市町村の状況も参考にしながら見直してまいりたいと考えております。

また、御指摘の組織の問題でございませうけれども、議論を尽くして政策や予算を決定していく実行力を伴った幹部組織の確立ということのために、政策決定や予算を編成していく上で、しっかりと幹部職員で議論をしていくことは大変重要なこととございますので、今後は幹部会などでしっかりと議論してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員の一般質問の途中ではございますが、暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうどといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 総務部への質問が一つまだ残っておりますので、簡単にお尋ねいたします。

今回、財政調整基金をなるべく減らさないようにということも一つの課題だったと思いますが、大企業などへの行き過ぎた減税も自治体を苦しめております。中小企業は利益の20%近くを法人税として国に払っておりますが、大企業は10%、とりわけ超大手の連結決算を行

っているところは、5%しか利益に対して法人所得税を払っていないことが国の資料でも明らかでございます。合併時から、約28億円を企業立地奨励金として償却資産税などを事実上還付しておりますが、そのほぼ半額が一企業にわたっております。これが市の財政調整基金の減少の大きな要因の一つともなっております。社会的不公平を拡大し、税金の役割を損なう、こうした制度の廃止を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

企業立地奨励金制度につきましては、制度開始以降、数多くの企業に御活用していただき、誘致することができました。その一方で、立地企業には大変多くの奨励金が交付され、ここ数年は市にとって大きな財政負担となってきました。この奨励金制度は本年の9月30日までの期限となっており、今後につきましては制度を継続しない方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひそういう方向で検討を進めてください。

次の質問は、障害者手帳取得の保障を実現していただきたいという問題を中心にしてお尋ねいたします。

前の議会の私の質問に答えてくださってのことだと思っておりますが、2月号の市広報で、2ページで障害者手帳取得のための案内が出されておりました。しかし、現実には、ますます多くの障がいのある方が手帳の取得ができない状態が広がっていることを御承知でしょうか。

筋力の低下などで悪いほうの足で立っていることができない人、あるいは手指に障がいがあり鉛筆や箸が使えない人などは3級の障がい、駅の階段の上りおりを手すりなしではできない人、つえなどなしで1キロメートル以上歩けない人、障がいのある手の握力が5キログラム以下の人などは、いずれもそれだけで4級の手帳が交付されることが基準で示されております。

3級二つで2級、4級二つで3級などのはっきりとした基準もあるにもかかわらず、診断を申し出ても、椅子に座っている状態から「立ってみてください」「歩いてみてください」と言われ、そのとおりにしたら、どこが悪いかわからず、あなたは診断書は出せませんと断られたところが、市内で2つの診療所で発生しております。市外の医院でも、資格を持っている先生がいると聞いて尋ねたら、あなたは誰に聞いてきたのですかと聞かれて、知り合いの人が議員の人から教えてもらって、先生が資格を持っていることを知ってお邪魔しましたと答えたら、そんな人の話で来たものは診察できませんと断られております。

介護3以上の重度と思われる人でも、28年度時点で重度障がい者で53%、重度の障がい者控除を手帳なしで出している人が286名もおり、また介護2以下で障がい相当ということで、



障がい者控除用の税の証明を出している人が664人で、これは介護2以下の人の60%にも及んでおります。

実際に今、市内で年間、通常の身体障害者手帳、中でも全体で肢体障がいが半分以上を占めている診断がされる人が100名を幾らか超える程度でありまして、高齢化に伴い、さらに片足で立っておられないとか、そういう人はふえ続けておりますし、これは交通安全やそういうものとも大きな関係がございますし、あるいはまたこの人たちが障がい者として処遇されるとか、あるいは60歳前の人たちがそういう障がいになったときには、条件さえ整っておれば国民年金だとか厚生年金の障害基礎年金や障害年金が給付されるわけでありまして、こうした人たちが身体障がい者診断から事実上除外された状態が長く続いていることは、実は障がい者としてだけではなくて、年金制度からも排除されて、その人たちを国際条約に基づいて障がい者としてきちんと処遇するとか、あるいはそういう人を発見して、情報を提供して支援につなげるということが市町村の事務として義務づけられておりますが、こういうことが大幅に制約される状態。市内でも恐らく、リハビリ病院ではかなりの割合で手帳を発給していると思いますが、それ以外のところはほとんど発給されていないというのが現状だと思いますが、そういう深刻な事態が発生していることについて市当局は御承知いただいておりますか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

平成31年4月1日現在、身体障害者手帳所持者数は1,363人であり、前年度対比は1,396人で33人が減少しております。同様に、知的障がいである療育手帳所持者数は322名で、前年同日対比は304人で18人が増加しています。精神障害者保健福祉手帳は、同じく平成31年4月1日現在396人で、前年同日対比は338人で58人が増加しています。身体障害者手帳以外は、いずれも増加しています。

障害者手帳の取得につきましては、市といたしましては、障害者手帳の手続について所定の手続を行っておりますが、支援を必要とされる方につきましては、関係機関と連携を深め、引き続き制度の周知等に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） この問題は、割方早い時期から海南病院が、あそこの駐車場にとめた人は手帳を出せませんというようなことをやり始めたことがずっと続く。これは弥富ばかりじゃないんですね。全県的にそういう傾向が続いておりまして、私もこの地域だけかと思つてよそを調べたら、結局、手帳を持っている人の差というのは、高齢化率の差程度で、ほとんどどこも変わらないという実態でございます。

私が議員になったころにつきましては、愛知県も非常に力を入れておりまして、名鉄の神

宮前駅の近くに健診会館という施設があって、多分、県の医師会の協力を得てのことだと思いますが、曜日ごとに肢体だとか、その他の障がいだとかという日にちを決めて、実際に障がいがある人が誰が行っても診察してくれる、そういうところを持っておりました。

また、精神の障がいにつきましては、正木町にドクターもいる県の施設がありまして、とりわけ当時は知的障がい、いわゆる療育手帳の関係の方ね、ほとんど手帳がなかったり、あるいは年金がもらえるのがもらっていなかったりということがありましたので、県としても郡内の各町村を定期的に巡回して相談する、そこで一定の実務的な能力のある人を県が配置してきて、相談をして、正木町に送ると。私も何回か連れて行って、親子で同時に年金をもらい始めたという事例も少なからずあるわけではありますが、そういうことをしっかりやって向き合っておりました。

ところが今日、愛知県は、そうした福祉や教育の予算を大幅に削る中で、割方早い段階でこういうものを廃止しておまして、実際に障がいのある方が、この町内でも行って診察を受けるところがなかなかない状態。かなり以前まで、下村前海南病院の院長さんが診療所に土曜日の午前中に勤められて、そこでやっている間は、僕は内科医だが、県の指定を受けておって、僕が書いてもいいと言うなら書きますから、困っている人がいたら来てくださいということを言われて、私ども相談があると、そこに行って、手帳や年金の診断書を書いていただいて、障がいのある人たちが、そういう支援に基づいて生活の自立ができるような相談ができたわけではありますが、余りにも現状はかけ離れておまして、今も課長のほうからお話がありましたように、身体障害者手帳を持っている人が減っていると。だから、亡くなっていくわけですね、大体そういう人は。ところが、新しく発給されないから、どんどん減っていくと。まだ療育手帳だとか精神の障がいは、最近、非常にドクターたちも力を入れていただいてやっていたので、そういう増加があるわけではありますが、特に通常の身体障がいは極めて異常な状態であります。

ぜひ、これは国に対して、県やそういう関係機関がきちんと責任を果たして、国の基準に基づいて正確に診断をするように、本来、周知する責任は県にあるわけではありますが、先日私どもは県に直接お邪魔してお願いしたら、とても今、そういう人たちを集めて講習をしても、来てもらえるかどうかわからんぐらい深刻な状態ですということでもあります。医師不足を初め、さまざまな問題も絡んでおりますが、本当にこんなことがまかり通ったら、身体障害者福祉法は文字どおりあってない状態になってしまいますので、ぜひこの深刻な状態を県や国にお伝えいただいて、国保なんか知事会を含めた地方六団体の共通の要請として国に向かっておりますように、とりわけそういうハンディを持った人たちがきちんと処遇されない、あるいは年金の診断書さえそういう状態では書いてもらえないという深刻な事態を打開することは、国や自治体にとって一日もおろそかにできない責務であると思いますので、積

極的にそういう役割を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、あわせて質問します。

もう一つは、海南病院の一線の先生たち、勤務時間の関係からいって、とてもできる状態でないことは誰が考えても明らかでありますので、肢体障がいなんかは内科医の一定の経験を持った先生なら、御本人にやっていただける意思があれば、県が指定をしてくれますので、下村先生のような海南病院のOBの先生で、御高齢で、しかしそういう仕事ならやってもいいという方がおりましたら、ぜひお願いして、海南病院の院内か、またはどこかの診療所で診察をしていただくとか、そういう緊急避難的な処置をぜひとも実現するように。とりわけ海南病院には市も多額の助成金を行っておりますし、各地域の自治体もやっておりますので、院内にそういう診断のできる人を配置する、そして国の基準、県の基準に基づいた正確な診断を丁寧に行っていただくということができるよう、関係市町村長としても御要請いただくとか、こういう御尽力を思い切ってお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 大木福祉課長。

○福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

身体障害者手帳の取得については、県から指定された医師により診断された診断書を添えて交付の申請を行い、県の審査を受け、取得していただいておりますが、診断書を書いたいただくのにも、指定医の先生による障害認定基準との見解の相違や医師の不足による多忙な診療業務の中で記入に時間を要する場合があります。今後、西尾張ブロック九市市長会議等に事案を提出し、解消に向け国や県に要望してまいりたいと考えております。

また、海南病院の院内か海南病院OBの先生が、市内の医院に協力いただいて、一定の日時を決めて、障がい認定のための診断を国の基準に基づいて行うようにするという御要望ですが、これにつきましては、各種の福祉サービスを受ける際のよりどころとなる身体障害者手帳を取得するには、先ほども申し上げたとおり、県より指定された医師による診断書の添付が必要であります。その各指定医による診断が、国で示された身体障害者認定基準とかけ離れたものにならないように、再度海南病院に要望し、あわせて病院内などで身体障害者手帳取得について、肢体不自由の障がい認定のための診断等の相談に応じていただけるような窓口設置についてのお願いも要望してまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本当に困ってみえるわけですから。障がい者はどんどん高齢者がふえている中で、階段の手すりが要るとか、あるいは片足で立つことができないような人たち。自転車に乗っていますよね、生活。まだそういう人たちは乗れますので。ただ、一番困るのは、何かあつときに踏ん張ることができないわけですから、結局、高齢者の交通事故の原因

になっておるし、愛知県が死亡事故やそういうのがずっと日本一という状態が続いておる背景にも、関西圏や首都圏は割方、名古屋の都心のように交通網が発達していますよね。名古屋の都心では、例えば名古屋駅から地下鉄で栄まで行くのに、間にバス停が3つあります。4つ目なんですよね。だから、300メートルか400メートル歩ける人だったら、名古屋市内の一定のところに住んでおる人たちは、自転車に乗らなくても医者に行ったり買い物に行けるわけですが、そうでないところは県下で非常に多い。我がまちは、全く全四方そういう状態だと思いますが、そういうことを考えると、ぜひ障がい者としての処遇や、あるいは年金の処遇ができるように御尽力をいただきたいと思いますので、強く要請をしておきます。

それから、精神の障害や自立支援医療制度の市のすぐれた制度の活用が、ようやく最近、今、数も言われましたが、海南病院なんかのソーシャルワーカーの皆さん、ケアマネの皆さんも積極的に対応していただいて、介護認定するときに、そういう人についてはきちんとそういう対応が今されていることが今言ったような実績になっておりますが。実は身体障がい者については、そういう人たちは、制度はよくわかっておっても、ドクターに相談することもできないというぐらいの深刻な環境になっていることがこの問題の背景にもありますので、今、皆さんが協力していただいている、しかも弥富市の場合は75歳以上の人は自立支援医療の対象になれば全疾病無料だとか、あるいはそれ以前の人につきましては自立支援医療を基本的に国民健康保険の3割負担の人でも無料だとか、そういう制度でございますので、早期発見・早期治療という国の方針にも合致しますから、必要な人がぜひ支援を受けられるように積極的に進めていただくことを要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、海部南部水道企業団の水道料金の引き下げを求めるために市長に御尽力をお願いする質問をさせていただきます。総括的な質問にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

かなり長期に、県内で一番高い水道料金だということが県の資料で公表され続けております。私どもは、久方ぶりに海部南部水道企業団の議員になりましたのは、今から10年を超えるような前の平成20年でございましたが、行ってびっくりしました。というのは、バブル崩壊後、全国の自治体に対して、国も設計の変更によって10%以上、それからもう一つは入札制度の改善によって10%以上、合わせて20%以上の公共事業単価を引き下げないと、バブルで膨れ上がった状態をそのままにしておいては日本は取り返しのつかんことになるということで、全国的な問題として提起されました。我が町弥富町でも直ちにその問題に取り組んで、10年度からさまざまな改善が行われ、また私も当時、環境事務組合にりましたが、今の環境事務組合、当時の1市11町は衛生組合ですね、ここも弥富の焼却場について当初の予算の85%ぐらいまで引き下げる。当時、談合問題だとか、いろいろ大きな問題になっておりましたので、国の方針に基づいた正確な対応ということを強く求めましたし、その後さらに談合

問題で、その業者が検挙されたことから、新たにその後20億円の延滞金も含めた弁済があったというような形で、この地域全体に積極的な改善が行われておりました。

ところが、海部南部水道企業団だけは、各市町がお金を出していないということもありまして、基本的に水道企業団に任せ切り。そして、市町村長は企業長にはなるが、企業長になっているときだけ経営者で、あとは一議員と同じ扱いで、情報公開も平成10年に各関係一部事務組合がやっているのに、海部南部水道企業団は条例も制定していないという状態でした。

直ちに、服部市長や、そして弥富の議員の多くが、こういう状態を正常化するというところで組織の改編が行われたり、さらに平成10年代の前半、半ばまでは、配管事業につきましては、ほとんど98、99が当たり前というような状態だったり、さらに特に私が大きな問題にしたのは電気機械の更新事業ですね。既に弥富では、もう少し早い段階から、いろんなそういうものが予定価格の60%台だとか、そういう落札が当たり前になっていた時代に、平成17年と19年に行われました立田配水場と弥富配水場、後でやられました佐屋配水場の合わせて3倍を超えるような金額であったと思いますが、それはメーカーの言うままの予定価格で、さらに99%が当たり前というような状態がとられておりました。

こんな異常な状態を一日も早く解消して、当時、既に10カ年計画で、10年間の純利益は1億5,000万円、後半は赤字になって再値上げが必要だというような財政計画がつけられておりましたが、服部市長が22年に企業長に就任されたときに、ちょうど佐屋配水場の発注問題がありまして、7億5,000万円の事業費が予定されていたものを、弥富の今までやったやり方に倣ってやったら半額で落札された。しかも、それが終わったら欠格者が出るぐらいの大手メーカー同士の、実際の価格と市場流通価格というのは大きく違っておりまして、こういうことがあった中で大きく事態が前進しまして、海部南部水道企業団は非常に複雑な仕組みをとっておりますが、水道料金を計算する利益については、さっき言いましたように、10年間1億5,000円ということでしたが、中電の休止などで大変大きなハンディがあったにもかかわらず、10年間で7億7,000万円の純利益を計上することができております。

また、借入金につきましても、そうした改善がありまして、12億1,000万円の借り入れの予定が3億9,900万円に縮小されるとか、またこの間、起債の残高が当時の計画だと30年度末で22億7,000万だったものを10億2,900万まで縮小させると。そして、あと数年たつと、海部南部水道企業団は、バブルの絶頂期に庁舎の建設をやったり石綿管事業で多額の借り入れを行い、工事のお金を払っておりまして、10年間で年間、多いときには年平均で3億7,000万円の元利償還金を払っていたのが平成10年代、21年から30年までの20年代には3億4,000万円まで引き下げまして元金を大幅に返しましたが、その結果、平成34年度には元利償還金が約1億1,000万円に減るといふところまで根本的に経営が改善をされております。

安藤市長が服部市政を継承するというのは、こうした弥富市が果たしてきた積極的な役割を引き継いで、ぜひこの実態を明らかにして、この条件を市民に還元していくために活用できるように御尽力いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 海部南部水道の水道料金につきましてでございますが、平成22年2月から平成23年3月までの1年余りにわたり、水道料金等検討委員会において御審議を賜り、平成23年3月30日付で答申をいただいたところであります。

答申内容につきましては、平成25年度以降の一部大口需要者の施設更新に伴う給水収益の大幅な減収により、企業団財政の急激な悪化が見込まれることなどを踏まえて、現行料金を一年でも長く継続することができるよう努力されたい旨の御意見でございました。

その後の経営状況であります、平成26年度以降、大口需要者の施設更新によるなどの影響もあり、水需要の落ち込みは顕著にあらわれ、給水収益が減収となりましたが、一方の支出におきましては、承認基本水量の減量等による受水費の減少、また建設投資規模の縮小など、経費の削減に努めたものであります。

今後につきましては、大規模更新計画によりますと、今後10年間に立田配水場配水池更新事業を初め5件の更新事業、加えて経年管の改修工事が控えておりますが、安心・安全な水を安定的に供給する使命を果たす上におきましても、適正なる施設整備の推進、また業務の効率化と経費の削減に努めながら、現行料金を一年でも長く継続できるよう努力していくことが基本的な立場でございます。このことにつきましては水道組合議会でしっかりと協議をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 確かに、海部南部水道企業団は、今言ったような対応をしてきました。ところが、そう言いながら、平成20年のときの料金計算にしている年間、10年間で1億5,000万円、後半は赤字になる、ましてや今、市長がおっしゃられたような中電が休止するというようなことで、また大きなマイナスが発生すると言いながら、実際に10年間で水道料金を計算するほうの利益だけで7億7,000万になっていますから、全然言っておることとやっておることが違うんですね。

それと、もっと許せないのは、海部南部水道企業団は、例えば皆さんが負担する加入者分担金だとか、それから新たに団地なんかで水道管を引っ張ったり、水道がないところへ工場ができて引っ張るとか、そういう場合は工事分担金という形でお金を取ります。あるいは、下水道なんかで水道管を移設するときは、全額関係市町が負担して工事をやりますが、そういう工事分担金についても、満額もらい切りのお金ですよ。それを事もあろうに負債勘定に入れて、本来は利益が発生しているにもかかわらず負債勘定に入れて利益にしないだけじ

やなくて、それを負債にするわけでありますから、さっき申し上げましたように、大量に借金を返すと民間企業では絶対に利益になって税金を取られるわけでありますが、税金がないことをいいことにして、そういう利益隠しをやっておりまして、複式簿記がわかっている人たちが見たら、こんなやり方は改めるべきだというふうに言われております。

そして、私、企業団議員になったとき以来、ずっと一貫して申し上げてきたことなんですが、例えば加入者分担金につきましては、既に私が最初に尋ねたときに、海部南部水道企業団当局は、全国で3分の2以上の団体が水道料金を計算する会計に入れて、料金引き下げのためにも使えるようにしてありますという説明をしておりまして。ところが、海部南部水道企業団も、愛知県の中でもまだそういう立場をとっている事業体は少数派であるようでございまして、この問題については、この間、企業長も私の質問に対しても言われたんでありますが、私たちがやっていることは、国が認めた枠の中でやっていることだから間違いではないが、三宮議員の言われることもよくわかるから、真剣に検討していきたいという答弁を、決算議会と、それから予算議会でしたね、2回にわたって言われております。今度の決算議会が8月にあるわけですが、そこでは、実際に今、全国何団体がそういう会計制度をとっているのか。非常に複雑な仕組みでわかりにくくしてございまして。

そんな中で、驚くべきことに海部南部水道企業団は、そうした利益を利益計上しないまま、減価償却期限が済んだものにつきましては、この平成31年度に、予算時の貸借対照表によりますと組み入れ資本金ということで、利益計上なしに資本金に組み入れた額の総額が86億7,700万円。それから、さっき申し上げました加入者分担金だとか工事分担金で、本来民間企業では利益として計上すべきものを負債にして借金が減って利益が出るやつを抑える役割を果たすのと、それ自身を負債にするわけでありますから二重に利益隠しを行っておりますが、この利益未計上金、海部南部水道企業団は長期前受け金という言い方をしておりますが、この利益を計上していない資金が47億9,300万円、負債勘定に上がっております。

確かに、国がこの仕組みでもいいというからやっているということなんですが、よそがやって料金値下げに使っている制度をそのままにしていくとか、あるいはもう一つは、平成26年度の制度改正によりまして、今までは加入者分担金だとか、それから国や県が負担してくれる補助金については、一定額を減価償却にすれば全額を減価償却にしないでいいという仕組みをとってございました。それが26年度の改正で、それも全部減価償却の対象にするということで、平成21年の段階では、皆さんの水道料金から、普通民間企業だと減価償却費ということで税金の対象にならずに内部留保にして施設の更新のために使えるお金であります。南部水道は税金は関係ありませんので、そのまま施設更新のための費用として使えるんですが、これが5億8,000万円でありましたものが、26年度の改正によりまして31年度予算では、6億6,000万が21億円余りの水道料金の中から建設費として移されて、毎年そういうのが発

生していくということで、将来の施設整備のためには十分蓄えができる仕組みになっていると。

もう一つは、この超低金利の時代であります。今、公共団体が借り入れをすると0.5%ですよね。ところが、これを南部水道は、水道水の売り上げよりも仕入れのほうですね、減価償却費などを使って資産の購入をやりますので、これが大幅に超過している関係で、少なくとも3,000万だとか、今年度の場合は4億数千万円の消費税の還付金があります。1億円借りて投資すれば、還付は8%で800万円ですよね。10%だと1,000万になります。0.5%の利息だと、ほとんど30年だとか40年のスパンで借りても無利子で使える状況であって、今、大型整備をする上で、もともと返さなきゃいかんお金が少なくなっている、利息の支払いも少なくなっている中で、そういう条件にも恵まれておりますので、こういうものを生かして少しでも地域住民のために、非常にみんな大変な思いをして暮らしておりますので、そういう貢献をするという気持ちが全然議論していても出てこないんですよ。

だから、きちんと企業会計がよくわかる専門家の人たちの意見も聞いて、安定した南部水道企業団の経営をしていく上で必要なお金と、それから実際に今、市民、利用者に還元すべき、こういう仕分けをきちんとしながら、今の好条件を生かして積極的に住民の利用者の負担にならないような対応をすることを強く要請して、私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩といたします。再開は1時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時39分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） こんにちは。

14番 佐藤高清でございます。

今回、2点の一般質問を通告させていただきました。

1点目は、平成31年度一般会計予算が大幅訂正に至った経緯と市長の対応について。2点目、都市開発のあり方について。以上2点を通告させていただきましたので、通告に従いまして質問を始めます。

昨年度の3月議会において、平成31年度一般会計当初予算が大幅訂正され、最終的には議会も承認いたしました。そこで、今回のような混乱を招くことがないようにするため、今後の安藤市長の市政運営のあり方をいま一度確認していきたいと思い、質問をさせていただきます。



今回の一般会計当初予算が大幅に訂正された問題につきましては、既に新聞報道等もなされているため、多くの市民の皆さんも周知の事実であります。昨日の中日新聞朝刊においても大きく報道されました。

市側が根拠不明なまま計上予定の人件費や教育費を削減し、その後に削減箇所を急遽復活させた。その予算案を議会に提案して、混乱を来しました。この混乱を検証する過程で、独断での予算案の変更等における信頼性の低下が、就任間もない安藤市長の進退問題にまで発展をいたしました。安藤市長は、この事態を招いた一因を、自身と職員とのコミュニケーション不足にあることを認められておられます。

予算編成と総合計画の整合性という行財政運営上の基本的な認識をどのように捉えているのか。党派・会派を超え、さまざまな立場を超えて集まった議員が、弥富市の将来にとって何が必要かとの共通認識のもとに、長い時間をかけて協議してきた、そして決定してきたことを我々議員にほとんど説明もないまま修正したことで、市長と議会との関係をどう捉えているか。一度は削減とかじを切ったものをすぐに復活されたり、一貫性・統一性のない市長の市政運営に対する考えは、何を最重要と捉えているか、どのような方向性を示そうとしているのか疑問でありました。正直、首長や議員の一個人としての資質とも言える部分であります。

議会の一般質問という限られた時間の中で答弁していただくのは難しいかもしれませんが。しかしながら、弥富市にとって、また市民の代表として議員という立場を預かっている私としては、ほかに質問しなければならない案件が数多くある中、今回の案件が今後の弥富市の未来にとって、優秀な人材の確保や、育成するための人件費や教育費に対する削減であったことから、慎重な審議が必要ではなかったのか。そこには確証を得た根拠が必要であったと思っています。

今回のように混乱を招くことがないようにするため、また今後の安藤市長の市政運営のあり方を今ここで確認し、弥富市の未来にプラスと転換していかなければと思い、あえて時間を割いて質問させていただきます。

安藤市長は、今回、市長に就任する前は、愛知県議会議員を務められておられました。弥富市民を代表し、愛知県政に参画されておられました。そこには県議会議員としての人脈や情報などがあったと思います。第三者から見た弥富市行財政のよい点と悪い点の評価、ほかの行政機関との比較や参考すべき案件を知り得た立場だと察しております。そういったものから、一県議会議員として弥富市行財政についてどのように捉えていたか。

県議会議員経験者が市長に就任したことのメリットの一つが、当時の人脈や情報を最大限生かしてもらうことがあると思います。そこで知り得たよい話も悪い話も全てオープンにして生かしていただくことが、弥富市政にとってプラスに転じるきっかけであり、我々も議員

も勉強になる機会となるはずです。

そこで、安藤市長が県議会議員時代に弥富市の行財政についてどのような認識を持っておられたのか。また、急な市長選への立候補ということもありましたが、何が問題で、今後どう改善していこうと選挙戦で訴えてこられたのか、お聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 最初に、今回の件に関しまして、議員の皆様、そしてまた市民の皆様にお心配、御迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げる次第でございます。

御質問の弥富市の行財政についての認識、また選挙戦でどのように訴えてきたかということでございますが、平成29年度の弥富市の財政力指数は0.99ということと、弥富市には名古屋港の一翼を担う港湾地区があるということで固定資産税の税収の伸びも見込めることなどから、財政力が高い自治体であると認識しておりました。

一方では、平成29年度の実質単年度収支が約2億6,000万円の赤字であるとともに、平成29年度末での財政調整基金の残高が約15億9,000万円であり、財政調整基金の取り崩しが進んでいることも認識しており、そういった危機感も持って選挙戦に臨んでまいりました。

そうした中、本市においては南海トラフ地震の発生も懸念されることから、そうしたときの応急的な費用のために、最低限、財政調整基金を10億円は確保していかなければならないというようなことも訴えてまいりました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） 南海トラフ地震の発生、そういったことも懸念され、危機感を持ってみえたことは理解できます。予算と総合計画の整合性の重要性に関する認識はなかったのではないかと思います。総合計画は、党派や会派を超えて、弥富市の未来にとって何に取り組むべきか、その共通認識を持って我々議員も多くの時間と話し合いを通じて一つの方向性として取りまとめてきた重要な案件であります。こうした重要案件である総合計画の内容について方向転換するならば、当然それ相当の段取り等を組まなければなりません。一政治家として、自身の主義・主張を訴えていくことは当たり前のことでありますが、それを実現するための過程については、憲法や法律で一定以上の賛同を得ると示されています。賛同を得るまでの過程については、政治家個人のセンスの問題であり、そこには賛同者を得るまでの地道な活動が必要であって、一個人の強いポリシーの発信や並外れた行動力といった政治家一個人の資質の問題であると考えます。

また今回、私が一番疑問に思い、一番の問題と言っていることが、市長御自身が削減すると思いついて提出した予算案を、議会の反発があったことで直ちに削減項目が復活したことではないでしょうか。我々議員一同も不信感を抱き、辞職勧告決議まで至ったわけですが、もし仮に市長御自身が自身のポリシーを貫かれて断固たる思いを貫き通されていたな

らば、事態も違ったと思います。逆に、政治家としては、自身の信念やポリシー、強い思いを貫き通すべきだと思います。議会の反発で変わったことが、市長に対する不信感を生んだと思います。

そして、市長の支持者の多くは、議会に対し不信を抱き、議会側の支持者の多くは市長に不信を持ち、多くの市民の信頼を失ったことは事実であります。市長は今回、二度と繰り返さないように市政に当たっていくと、けじめとして自分自身の給与を減額する条例を提出されておられますが、それはそれとして、やはり議会と信頼関係が大切ではないでしょうか。

弥富市は、来年1月には新庁舎建設が完了します。その後も総合計画に示された大型事業が続いていきます。これらの事業を推進していくには、市民、議会と市が一体とならなければ難しいと思います。市長におかれましては、市民、議会との信頼関係が築けるよう、着実に一つ一つの事業を推進していただきたいと思います。

そして、質問の冒頭で申し上げましたが、今回のことが弥富市の未来にプラスと転換していけるようお願いしたいと思います。市長のお考えをお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま佐藤議員から御指摘がありましたように、やはり事業を推進していくには、市民、議員の皆様との信頼関係が大切だと考えております。そうした意味におきましても、今回は尊重すべき総合計画への認識の甘さや市民生活への影響も考えながらのことではございますが、大幅な予算の訂正ということで、信頼関係を損ねてしまったことにつきましては深く反省しているところでございます。

そうしたことから、今後は、議員の皆様はもちろんのこと、市職員ともしっかり議論しながら事業を一つ一つ着実に進めていくことで信頼回復に努めていきたいと考えております。

また、議員の皆様のお力添えをお願いいたしまして、御答弁とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） ただいま市長からは、今回の件を反省しながら、信頼回復のため、事業を着実に進めていくとの御答弁がありました。

弥富市は、新庁舎建設の後、総合計画に示されているJR・名鉄弥富駅の整備事業や新火葬場の建設事業などが控えております。これらの大型事業は、議会との信頼関係がないとやり遂げていくことはできません。私は、今回の件はこれでノーサイドとし、これからは市長と市民の代表である我々議員がスクラムを組んで、弥富市、そして市民のために一体となって事業を推進していかなければなりません。今よりももっと、きょうよりももっと前を向いて、豊かに健康で安全に、そして平和な暮らしができることを願い、ともに頑張り、市民からの信頼を取り戻せるならば、今回、市長みずから出されている議案第35号弥富市長の給与の特例に関する条例、これがどんな結果になるかわかりません。議案質疑、常任委員会の審

議が控えております。もし可決という結果になったとしても、平常に戻すチャンスが生まれてくると思います。安藤市長、ともに議会と頑張って信頼を取り戻しましょう。

以上で、この件の質問は終わります。

次に、2問目、市の開発のあり方について質問させていただきます。

以前に、市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しについて、その質問をいたしました。これは、市街化区域への編入を前提として、車新田のまちづくりであります。無秩序な市街化の拡大による環境悪化を防止し、計画的な公共施設整備によって良好な市街地の形成を実現し、都市近郊の優良な農地と健全な調和がとれる都市を形成していくため、地域の実情に即した都市計画をつくり上げる根幹をなす考えではありますが、これは線引きが効果的に機能した理想の場合であって、逆に線引きをルール化した場合、その後の社会情勢が急激に変化した場合の対応が不可能であることも問題となるのではないかと質問をしたと思います。

市街化区域と市街化調整区域の線引きは都道府県の選択によることから、都市計画のあり方を考えるチャンスがあり、線引きの見直しといった意見表明のあるなしや、この件に関する世論といったものについて行政としてどのようなものを把握されているのか伺ったはずであります。

線引きする、線引きしないことで生まれるさまざまなメリット、そしてデメリットについて、行政としてどのように考えているのか。今後の弥富市の輝かしい未来を創造し、予想される社会情勢の変化にどのように対応して、自分たちの意思でどのようなまちづくりを進めていくのか、答弁いただきたいと思います。

また、線引きの見直しの具体的な進捗状況について状況を報告していただければと思い、また線引きの見直しに関して市民の皆さんがどのような考えや意向を持っておられるのか、現在把握されている状況で結構でありますので、あわせて報告をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 梅田都市計画課長。

○都市計画課長（梅田英明君） 御答弁申し上げます。

市街化区域への編入を前提に、平成27年度より車新田地区のまちづくり勉強会を進めてまいりました。平成30年8月に、土地をお持ちの方を対象に、所有地の利活用意向やまちづくりへの御協力の意向等を具体的に知るため、意向調査を実施しました。この意向調査の報告会を平成31年2月に実施しました。また、平成31年4月には、世話役人会が車新田の農家の土地所有者を集め話し合いを行い、まちづくりの検討を進めていく方向を確認したと聞いております。

平成30年8月に実施した意向調査の概要は、配布数113世帯、回収数84世帯、回収率約74%でした。

まず、土地の利活用意向の設問について、所有地の利用状況が農地の方では、「現在の土地利用を続けたい」約33%、「他の土地利用に変えたい」約17%、「他人に貸したい」約22%、「売りたい」約16%、「その他」約12%でした。

また、所有地の利用状況が宅地・雑種地の方では、「現在の土地利用を続けたい」約59%、「他の土地利用に変えたい」約12%、「他人に貸したい」約10%、「売りたい」約12%、「その他」約7%でした。

まちづくりへの賛同意向の設問について、「賛同かつ協力したい」約28%、「賛成だが協力は条件次第」約39%、「宅地以外なら協力できる」約4%、「反対だが協力はする」約10%、「反対かつ協力もできない」約7%、「不明・無回答」は約12%でした。条件次第としながらも、賛成と回答した方を合わせると、約67%の賛同を得ている結果となりました。

反対と回答した約17%の方の反対理由の主なものは、「現在の土地利用を続けたい」「希望通りの土地利用ができるのかわからない」「税金が上がる心配がある」でした。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、都市計画課長のほうから、本年2月に実施した調査、また4月に世話人役員会が車新田の農家の土地所有者を集めて、まちづくりの検討を進めていく方向を確認したということであります。これは、市街化に向けて地域が固まってきたという話であります。

そして、いろんな回答の結果を今報告していただきましたけれども、条件次第としながらも車新田の市街化について賛成と回答した人が、合わせると67%の賛同があったという報告があったわけであります。しかし、反対と回答した人も17%あったということであります。

これは、このアンケートの結果からいって、この車新田は市街化に向けて進むであろうというふうに判断していいわけですかね。部長、教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

まだ意向調査の段階ではございますが、このように前向きな意向のほうを示されております。市としましても、弥富駅ですとか、病院ですとか、そういった公共施設にも大変近い地区でございます。ですから、市のほうとしましても、この地区を積極的に市街化区域に編入するために、区画整理事業を後押ししていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 車新田地域が市街化に向けて様相が変わってきたという報告であります。安藤市長、この車新田が今後どのような構想でまちづくりを進めていくか、市長のほうから答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 車新田地区においては、昨年度に実施した詳細な意向調査により、まちづくり実施に前向きな意向も寄せられておりますし、また、ただいま答弁させていただいたとおりでございます。

しかしながら、整備後に考えられるさまざまな心配や整備に関する情報がまだまだ不足しており、ためらわれている方もお見えであると感じておるのが事実であります。

市といたしましても、この不足している情報を少しでも補完するとともに、次のステップである組合土地区画整理事業に向け、愛知県と協議に入りたいと考えており、協議に必要な図書の作成を進めてまいります。

今後も、まちづくり実施に向け、関係者との話し合いを継続していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） 車新田が市街化に向けて動き出すということでもあります。次のステップである組合土地区画整理事業に向けて、愛知県と協議に入りたいという市長の答弁でありました。愛知県といえば、安藤市長のノウハウであります。スピード感を持って、今、車新田の市街化に賛成された高齢者の方が健在なうちに、確実なまちづくりが進むように御尽力を願います。

そういうことを要望して、質問を終わります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

本日は、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

第1点目は、小・中学校児童・生徒の暑さ対策についてであります。

昨年は猛烈な暑さとなり、日本全国では軒並み最高気温を更新いたしました。その中で熱中症になる児童・生徒が多く見られました。そして、学校行事の中であってはならない、子供のとうとい命をなくすという事例がありました。

各地の小・中学校ではエアコンの導入を急ぐことになり、本市においても、9月ではありましたが、近隣市町村に比べ、いち早く3中学校で実際に使用することができました。中学生の感想を一部聞きましたが、それはそれは快適であり、学習にも力が入ったということがありました。

小学校でもエアコンをという声が全国的に起こり、政府は補助金をつけるということ約束しました。

そこで本市では、昨年11月臨時議会で補正予算が議決され、エアコン設置が6月までに行われることになりました。この夏には小学生も快適な環境で学習することになっておるはずですが。現在、6月に入りました。小学校のエアコン工事の進捗状況について、お伺いをしま

す。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 工事の進捗状況についての御質問でございますが、1月に工事契約に係る議会議決をいただき、春休み前から本格的な工事が始まりました。学校と協力し、春休み、ゴールデンウィークを中心に土・日の工事により、5月52日現在、室内機・室外機の設置が終わり、電気配線も終わっているところでございます。各校多少差はありますが、キュービクル周りの土木工事や仕上げ作業が残っている状況でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ことしも5月段階で、あちらこちらで熱中症が出ております。ただいまの答弁をお聞きし、6月中に全小学校のエアコン設置が完了しそうでありまして、大変うれしく思います。

使用に当たってはいろいろなルールがあるかと思いますが、主にどんなルールがあるのでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 使用に当たりましてのルールについての御質問でございます。

初めに、使用期間については、基本的には、昨年度、中学校において運用したように、冷房については7月から9月、暖房については12月から2月で、使用期間前後でも暑い日や寒い日は校長の判断で使用可能とさせていただいております。

また、設定温度につきましては、冷房で27度とし、暖房は設定温度をお願いしておりませんでした。各学校17度で運用させていただきました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはり子供のことでありますので、勝手に使わせるということは問題があると思っております。特に体育の授業等で空き教室になる場合はしっかり消すということが、電気代を抑えることにもなるんじゃないかと思っております。電気代もばかにならないわけです。小・中学校で新たにエアコンを使うことによってかかる電気代は幾らぐらいと試算してみえますか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 電気料の試算についての御質問でございますが、小・中学校におけるエアコン使用に伴う電気料の予算については、中学校はエアコン設置後1年を通して使用していないこと、また小学校は前年度実績がありませんので、中部電力株式会社の試算をもとに積算しております。

本年度予算で、エアコン分の電気料としましては、小学校費で681万7,000円、中学校費で

395万9,000円を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 小・中合わせて1,000万円を超えるというところですね。

各個人の家庭でも、エアコンを使う時期には電気代がはね上がるわけですね。そうかといっても、余り濫い使い方では設置した意味がありません。そこは大人である教職員がしっかりと管理をしていただきたいと思います。

ところで、各小・中学校には既に各教室に扇風機が設置してあるわけですが、その扇風機の扱いはどうなるのでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 扇風機の使用についての御質問でございますが、小・中学校の各教室には4台の扇風機が天井に設置してあります。エアコンの効率的な利用のため、扇風機を同時利用することを各校に通知しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私もその使用方法がベターだと思います。

今ある扇風機も、長い間の懸案事項でやっとなつたものであると思います。扇風機がついた歴史は、そんなに古くはないと思います。ここ10年くらいじゃないでしょうか。したがって、まだ新しいといえば新しいわけです。廃棄では余りにももったいない気がします。エアコンと扇風機両用でやっていただければ、扇風機の価値も上がるわけです。

暑さ対策とちょっと違いますが、冬場はどうでしょう。エアコンでありますので、冷暖両用かと思います。これまで各校にはストーブがあるわけですが、このストーブの扱いはどうなるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） ストーブの使用についての御質問でございますが、設置したエアコンは冷暖房用でございます。冬場は暖房として使用します。ストーブについては、エアコンの設置のない特別教室や体育館などで使用する予定でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ストーブも効果的に利用していただけるようで、安心をしました。

再び暑さ対策に話を戻します。

これは以前に出たことではありますが、児童・生徒の水分補給について再確認をさせていただきたいと思います。

一日の学校生活の中で、子供たちの水分補給はどうなっているのかをお教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 児童・生徒の水分補給についての御質問でございますが、基本的



には学校生活のほとんどの場面で自由に水分補給できるようになっております。休み時間のもとより、授業中でも先生の指示や体調によっては、児童・生徒の判断で必要に応じて補給するように指示しています。また、放課の時間に運動場から戻ってきたときや下校で帰る前に水分補給をさせるなど、子供たちに積極的な補給を呼びかけています。

小まめな水分補給が熱中症予防の基本です。学校では、その点を強調しつつ、熱中症予防に努めております。中学校の部活動についても、暑さと生徒の健康状態に配慮しつつ、水分補給を確保しながら活動するよう通知しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 水筒持参オーケーということで、これは以前からですが。中には、水・お茶以外、スポーツドリンクも認められてくるようになりましたが、水筒の中身はすぐにからになってしまいそうであります。水筒を持参しない子もいるんじゃないかと思いますが、学校の水道水は飲めないんでしょうか。また、飲んでいない子はいないんでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 学校の水道水についての御質問でございますが、水道水は飲用できます。基本的には、各自の持参するお茶やスポーツドリンクで水分補給をしていますが、持参したお茶等がなくなった場合は水道水で水分補給をしています。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は以前から、今も水道水を飲んでおります。子供たちの中にも、飲んでいない子は幾らでもいると思います。水筒のお茶だけでは足りない子は、やむを得ないことだと思います。

ここで話を変えさせていただきます。

昨年の夏をもう一度思い起こしていきたいと思います。とにかく猛暑日が続きました。全国の中では、夏休みを前倒ししたところもあったやに思います。本市でも、出校日は早く下校させたのではなかったでしょうか。約40日間の夏休みの中で、たった2日間の出校日であります。少し以前は4日間ありましたが、この2日間も家族旅行等で結構欠席が多くなってきているのではないかと思います。

間もなく夏休みです。どんな対策を考えてみえるのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 夏休み期間についての御質問でございますが、夏休み期間を前倒しすることは今のところ考えておりません。

次に、出校日については、確かに休まれるお子さんも幾らかお見えになりますが、本年度

も海部地区教育事務協議会で2回と決められております。ただ、暑さ対策として、昨年同様、出校日の在校時間の短縮に努めてまいります。場合によっては、出校日を中止することも考慮に入れております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） そのときになってみないとわからないという面もあると思います。特に、ことはエアコン使用の中でということになります。しかし、プール開放はどうでしょう。学校ごとに違うと思いますが、どんな状況かを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） プール開放についての御質問でございますが、プール開放を行っている学校は少なくなっています。昨年度は3校が実施しました。本年度は2校の実施予定です。登下校中の暑さなどへの心配が主な減少の要因となっております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 確かに昨年度は暑過ぎて、プールを中止したこともあったやに聞いております。それも水温と気温を足して65度以上だと中止するということだったと思いますが、少し以前なら考えられないことであります。水温が低いから入れないということはよくありました。プールは暑いから入るものだからです。それぐらい異常気象になっているということでしょう。いずれにいたしましても、水泳は命にかかわることでもあります。注意深く決断することが大切かと思えます。

さて、エアコンのきく教室となります。その快適な教室で、夏休み中に補充学習等を行う学校はあるのでしょうか。また、教育委員会として、そのようなことを進める計画はあるのでしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 夏季休業中の補充授業についての御質問でございますが、従来から可能な範囲で補充学習を行っている小学校が2校あります。新規に実行する学校にとっては、登下校中の安全をどのように図っていくかは課題であり、ましてや熱中症の心配があります。さらに、教員は夏季休業中とはいえ、各種会議や研修会等の予定を数多く組み入れます。また、年次休暇等の取得を促進しなければならない事情もあります。さまざまな調整を要するところでございますが、今後、各学校の実情を把握しながら、可能性について図ってまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も登下校のことを心配します。通学団で来ることもできません。安全面から考えると、難しいということは私にもわかります。こんなときこそ「きんちゃんバス」を考えるのも一つではないかと思うんですが。

最後に、またお金のかかる話になります。これも以前、一般質問で出たかもしれません。  
小・中学校体育館のエアコンについてであります。

今や体育館は、夏場の体育学習のほか、全校朝礼、終業式・始業式、中学校での文化祭等にも使用されます。夏場の体育館は、まさに蒸し風呂と言ってもいいぐらいです。大変お金のかかることではありますが、全国の設置状況、本市の将来について、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 小・中学校の体育館へのエアコン設置についての御質問でございますが、文部科学省の平成29年度公立学校施設の空調設置状況調査の結果によれば、体育館、武道場等の全保有数3万3,966室のうち、空調設備を設置している部屋数は406室で、設置率は1.2%です。

本市については、平成30年9月議会でも御答弁させていただいておりますが、現在、校舎等の長寿命化改良工事の計画が実行されており、本年度は桜小学校の工事に着手しております。今後も他の学校を順次行わなくてはなりません。まずは、限られた予算の中で将来への大きな事業を進めさせていただいておりますので、現在、体育館へのエアコンの設置計画はございません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 体育館のエアコンはまだまだという感じがします。

最後になりました。これまでのことを聞いていただいて、市長の総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議会や学校現場から多くの御協力をいただき、昨年度は市内全中学校、本年度は市内全小学校でエアコン設置ができるようになります。まことにありがとうございます。

中学校からは、昨年度来、とても助かっている、ありがたいですとの声が届いています。この夏の小学校の稼働時には、また子供たちの笑顔が見られそうです。

エアコンは、熱中症予防に大きな効果があります。これまでは汗をかきながら教室で勉強をしていた子供たちにとっては、本当にうれしいことだと思います。効果的に活用して、熱中症予防を含めた学習環境の充実につなげていければと考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございます。

何といたしても、本市から、学校教育の中で熱中症で死亡するということが決してあってはなりません。十分な安全配慮をしていただくということをお願いして、私の1つ目の質問を終わりたいと思えます。

続きまして、2つ目の質問、新年度老人福祉について質問させていただきます。

昨今、老人という概念が大きく変わりつつあるように思います。これは、意図的なのか、現実のことなのか、よくわかりません。社会的にも、年金をもらえる年齢が65歳になったり、定年が延びたりして、60代の多くの方が、私はまだ老人ではない、だから福寿会にはまだまだ入らないと言います。また、現実でも、70代、80代の方でぴんぴんしてみえる方もたくさん見えます。平均寿命、健康寿命も延びている一方、家庭の中では既に50代でおじいちゃん、おばあちゃんと呼ばれてみえる方もいます。

国のほうでは、75歳以上を後期高齢者と呼び、区別をしております。しかし、これは大変個人的な差異があるようであります。最近は、頑張って健康寿命を延ばそうという方も多くなりました。私も、ふれあいサロンに出ておりますが、出席される方は90歳近くでも大変元気です。やはり出席されない方が心配であります。ひとり暮らしの方の出席率は少ないように感じます。

私は2年前の9月議会で、ひとり暮らし高齢者の世帯数を聞きました。1,811世帯でした。高齢者だけの世帯は1,753世帯でした。今はもう少しふえていると思います。それぞれの世帯数を教えていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 平成31年4月1日時点の数は、ひとり住まい高齢者は1,974世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯数は1,830世帯となっています。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やはりふえておりますね。このままいきますと、もっともっとふえると思います。高齢者2人世帯は、いつかは1人世帯になる場合が多いと思います。病気になったり動けなくなったらどうなるのか。私は最近、身にしみて考えております。そこが知りたいと思います。ひとり住まいで病気になったり動けなくなったらどうなるんだということをお答えいただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 65歳以上のひとり暮らし高齢者の方には、緊急通報システムの貸し出しを行っており、ボタンを押せば、直接消防署とつながる仕組みになっております。

民生委員が、ひとり暮らし高齢者のお宅を訪問し、福祉票を作成し、緊急時の連絡先などを確認しております。また、ふれあい昼食会などの行事のお誘いなどをしながら、見守りを行っていただいております。

ほかに、88歳の節目にケアマネジャー等が訪問するお達者訪問を実施したり、配食サービ

スを利用している方の場合は、業者が宅配中に異変を感じたときには、市に連絡を入れてもらうようになっております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ひとり住まいの方にも、いろいろな事情、歴史があると思います。私自身も、いつ一人になるかわかりません。しかし、心配をしてくれる人、面倒を見てくれる人が近くにいる方と、全く天涯孤独という方も見えると思います。市としては、そういう一人一人の方の家庭環境は把握をしてみえるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 民生委員が、ひとり暮らし高齢者のお宅を訪問し、福祉票を作成していただき、情報の収集に努めてはいただいておりますが、市として一人一人の家庭環境について全ては把握しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 確かに、正確な人数を把握することは難しいんじゃないかと思います。プライバシーの問題で、家の中まで勝手に入っていけないという壁があります。

災害時の避難で、このような方々をどうするのかという議論がありますが、私は日常の問題だと思っております。このことは、自治会、自主防災会等、いろいろ関係してくると思います。今こそ地域の力、コミュニティが大切だろうと思います。こうなったのは自分の責任だということでは解決になりません。行政の力で孤独死などということを防いでいかななくてはなりません。

健康寿命を延ばすということがよく言われます。その反面、敬老という言葉が薄れているような気が私自身します。ことし9月16日は敬老の日であります。この祝日ができるころは、まさに敬老の心を持った人が多かったように思います。各市町村でも敬老の行事が多く持たれました。本市でも本当に多くの敬老事業が続いております。私はこの敬老行事、事業を鈍らせてはいけないと思っております。

このたびの予算では、大幅な訂正がなされましたが、敬老事業の縮小が出てきているような気がします。一つずつ確認をさせていただきます。

まず、長寿記念事業についてであります。これは100歳以上の方へのお祝いというのがあるろうかと思いますが、予算額は昨年度30万円から本年度9万9,000円ということですが、どうということになっているのか、細かく説明をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 平成30年度までは対象者を100歳以上とさせていただいたものを、数えて100歳の方限定にしたた

めです。

平成30年度の予算額ベースで対象者を37名、記念品は6,000円程度のかけ布団、額縁1,600円と写真600円をお渡しさせていただきました。今年度は、予算積算時点ですが、対象者を12名、記念品につきましては同じ内容で考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 長寿の方を市を挙げてお祝いすることが、これから長寿を目指す方、若い方たちへの励みになるんじゃないかと思えます。市全体の予算から見れば、わずかとは言いませんが、影響は少ないわけであります。これからもぜひ続けていただきたいと思えます。

また、敬老事業委託料というのがあります。これは長島温泉へ80歳以上の方たちの招待が主だと思いますが、昨年度予算833万から、ことし691万となっております。これはどういうことなのでしょう、答弁をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 減少の利用といたしましては、88歳の米寿のお祝いの記念品の額を見直したことで、金婚式の記念品をなくしたことが減少した理由です。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私自身、金婚式に出られるかどうかわかりませんが、該当の方には、しっかりと祝意を申し述べたいと思っております。

次に、単位老人クラブ支援事業についてお聞きします。

昨年度579万が本年度562万ということですが、これはお聞きしますと、老人クラブが減ったからだということでありました。1単位老人クラブ8万4,000円の補助でありますので、昨年度と比べて2つ減ったこととなります。何か毎年減っているように思いますが、現在その数は幾つで、一番多いときと比べてどうなのでしょう。また、減ってきている理由をどのように分析してみえますでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 手元に残っている資料で、平成22年のクラブ数が75、平成30年9月末時点で67となっております。

減少の理由としては、新規会員の減少と役員のなり手不足のため、同じメンバーでそのまま年齢だけスライドしている状況のため、活動ができにくくなっていると聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 8つも減っておるということですね、ここ最近。各福寿会には、それぞれの事情があるかと思えますが、何とか食いとめられないものかと思えます。

しかし、ふえてきているものがあります。それは、ふれあいサロンであります。予算額も244万から294万にふえました。ふれあいサロンの状況を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 令和元年5月時点で、23地区で行っていただいております。内訳は、事業所系が5カ所、地域主導系が18カ所となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私どもが出ておりますふれあいサロンには、新しい方々も時々見えます。しかし、ひとり暮らしの方はなかなか見えないと思いますね。友達が友達を呼ぶということですが、友達がいない方は誘ってもらえません。性格的なものもあるわけですが、なかなか難しい問題だと思います。

さて、各福寿会では、年に1回から3回、日帰り研修旅行を行っております。できるだけ参加費用を抑えるために、市のバスを利用しているところが多いわけです。行ける距離もほとんどんふやしてもらっております。しかし、1単位クラブ年2回までということですが、年3回行っているところは、何とか年3回にという声があります。そのあたりはどうでしょうか、お答えをください。

○議長（堀岡敏喜君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 福寿会は現在67団体あり、年2回ずつ使用していただいたとすると、年間で134日の使用日数になります。市有バスは、市の公務での使用などもあるため、公平に、かつ希望日程で使用できるようにすることを考えますと、年2回の使用が適切な回数であると考えております。

また、市有バスを利用し、参加人数が多く、2台目以降を有料により民間のバスを借りた際の補助を、平成30年度から、バスの使用回数に合わせて1回から2回に見直しをさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 3回やっている福寿会は、そう多くないと思います。もし市のバスがあいているのなら、前向きに検討していただけるとありがたいと思います。

最後になりました。総合福祉センターの所長人事について、お伺いしたいと思います。

昨年度までは所長という方が市の職員として見たわけでありましたが、本年度は介護高齢課長が十四山総合福祉センター所長もあわせて3つを兼務してみえるわけですが、どうしてそうなったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

総合福祉センター所長の兼務でございますが、現在、平成30年度末に定年退職をいたしました元総合福祉センター所長を再任用職員として配置しており、当該職員は所長の経験もあり、施設の管理業務等にも精通しております。

なお、十四山総合福祉センターにも、現在は元職員を再任用職員として配置しております。そうしたことから、再任用職員には管理職としてのセンター所長は任命できませんので、介護高齢課長に兼務をさせたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 総合福祉センター管理運営事業の予算は年間約7,000万円余り、十四山総合福祉センターの予算は2,600万余りであります。この2つの管理運営、さらには大もとである介護高齢課のまとめとしてやっていくには余りにも大変だと思います。もしできたとしても、どこかにミスが生じるような気がいたします。仕事量や責任ということから、いま一度考えていただく必要があるのではないかと考えておりました。

最後になりました。本年度の老人福祉行政について、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 老人福祉行政につきましては、3月議会の折にもありました敬老事業や長寿記念事業につきましてどのような形を行うか、どこまでを対象者とするかなどを、議会を初め福寿会等に御意見をいただきながら方向性を決めていきたいと考えております。

また、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを尊厳を持って最後まで続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいりたいと考えております。その中で、先ほど議員の質問にもありました、ひとり暮らしの高齢者に対する対策の一つでもあります成年後見センター、仮称ではございますが、令和2年度設置に向けて、蟹江町、飛島村と3市町村で進めてまいりたいと考えておりますので、その点につきましても議会等の御理解と御協力を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ありがとうございました。

このたび出されました総合計画の中にも、ひとり暮らし高齢者の生きがいづくりや居場所づくりに関する取り組みが課題となっているとあります。人間、誰もが老人になります。もちろん、他力本願だけではだめだと思います。元気を維持するために頑張ってみえる方はたくさんいます。元気なまちは老人が元気ということだと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時ちょうどいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時50分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） じゃあ質問させていただきます。

まず、都市計画の課長が開発部長になってみえるので、農地とか都市計画、あるいは事業、あるいは法律、憲法というのはよく御存じだと思うので、大野開発部長だけにきょうは聞きますので、よろしく願いをいたします。

1点目ですけれども、尾張建設事務所ね。これは県の職員なのか、どこの職員なんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

尾張建設事務所の職員は、愛知県の職員でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 県の職員ということがよくわかりました。

都市計画法の43条は、どのように明記されておりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画法第43条には、何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ建築物を新築、改築できないとございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 都市計画法43条は、6までありますけれども、これは今の日本国憲法に当たるのか、何に当たりますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 都市計画法は、国の最高法規でございます憲法の基本方針に基づき制定された法律でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、ここに中日新聞がありますけれども、この中日新聞に、こういうふう書いてあるんですね。皆さんはわかるけれども、こういうふう書いてあります。平成29年の1月23日にこう書いてあります。計画だけで逮捕されるという懸念ということが書いてありますね、大きく。3枚ありますから、もうちょっと待ってくださいよ。

これは共謀罪。これにつきましては、当時、公明党と、今は連立ですけれども、この中に676から300強になっていることが書いてありますね。ここに創設法と書いてあります。こ

の創設法についてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 共謀罪とお聞きしますと、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則に関する法律の中の6条の2に規定されていることかと思いますが、その中に、今、議員のおっしゃった創設法というものが入っているかどうか、私は存じ上げておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 創設法には、話し合っても……、今、書いてありますけれども、こういうのが中日新聞に書いてありますね。これも平成29年ですから、なかなかわかりにくいところもありますけれども、これは平成17年に書いてありますね。17年に、こういうふうに共謀罪というふうな法案が自民・公明で多数で成立しておるわけね。こういうのがあって、平成29年ですから、なかなか忘れ切ってしまうところもようけあると思います。

そうすると、先ほど聞いた県の職員ということになると、県の職員と開発部長はどのような会話をされたか、その記録はありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 県の職員と私が会話をしたというのは、どのような件に関してでございましょうか。それがちょっとわからないものですから。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 先ほどあなたが言ったように、都市計画法43条は憲法に当たるということになる、犯罪になるんだってね。犯罪を2人以上で話し合うということになると、これは当然、犯罪になるわけね。こういうのは皆さん方もわかると思いますけれども、中日新聞にきちっと書いてある。中日新聞は、確かな新聞で書かれておるわけな。

そうなってくると、我々が読ませていただいている新聞が確かな新聞であれば、今のところについては適用されるということが出てくると思うんですね。これは私どもがやるわけじゃありませんので、今後、これについては、私どももっと研究しながらしてやりますけれども。

この中で、このワードの違法建築ということであるわけね。このワードが2年近くあるわけね。弥富市は、今、開発部長が言われるように、違反があっても注意だけで、この2年間を済ましたということになるけれども、これについてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） その件の違反建築に関しましては、昨年7月末であったと思います。農業委員会のほうから、こんな建物が建っているよと、そういう報告を受けました。その日の同日に、先ほど言われました尾張建設事務所の弥富市担当の方に相談のほうを申し上げております。それ以降、市としましても、その業者の方に対して訪問もいたしましたし、

電話のほうも何度かさせていただき、是正をしていただくようにお話しさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 当時は私も農業委員会の副会長をやらせていただいておりますし、それから佐藤高次議員も農業委員、それから三浦議員も農業委員ですけれども、その中では2年前から、できるときから何度も何度も言って、当時は開発部長、今の事務局長がやってみえたので、そのときから言うおわけね。都市計画法というのは一体何のためにあるのか。ここには、もともと建物は建たない。それから、そこでは塗装とか、そういう事業をやらなないということですね。これは会議録に載っておるわけね。それは当時の開発部長が言われたわけ。それが会議録に載って、先ほど言った佐藤高次議員や三浦議員も聞いておるわけ。また、それについての会議録もあります。

そうすると弥富市は、建築確認をしなくても、先に家を建てておいて、後からそういう申請を出せばいいということになっちゃうわけですけれども、これについてはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 2年ほど前からというお話ですが、もともと市街化調整区域でございますので、そちらのほうで農振除外であったり農地転用という手続が必要になってまいります。その際に、当時の担当の者が、塗装ですとか、そういったものについて確認したところ、そのような工程はないということでしたので、そういったお話をさせていただいているものだと思っています。

また、そのような建築ができるのかということですが、市街化調整区域でございます。その場合には、一般的には適用除外となるようなものを除きましては、開発許可、または今回のような建築許可を取得していただく必要がございます。その後、建築確認申請をとっていただき、建築という行為になっていくのが一般的でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 開発部長は、日本憲法はいつから知ったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 小学校のときに社会科の授業で習ったかと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 日本憲法を知りながら、都市計画課長やら、それから今回は安藤市長からされて開発部長になったわけですね。そうすると、こういうものを知りながらやっておるといえることになると、市民はどこを安心してどうなる。ここには中学校があります。弥富中学校は、平島にあった中学校を大藤に持ってきました。これもお願いをして。そこには安全性があつたり、環境的にもよい、空気もよいということでしたわけなんです。その中

で塗装したり事業をやる。最近は何もするというようになっておりますけれども、ここに何回行きましたか、あなた。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 議員のほうから、そのようなお話を聞きまして、少なくとも三、四回は現地のほうに行っております。しかし、私が行ったときには異臭であるですとか、そういった騒音のほうは確認ができませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 当然行かれれば、筆記もされておると思います。向こうの意見もあると思う。そのやつを出してください、一遍。どういう話をされたのか。県なんかに行くと、県でも警察でも行きますと、必ず筆記してくれます。私どもがお願いをしたり、そしてこういうのをしてくれというときには、必ず行政機関は文書をつくっております。だから、つくっておりますから、大野開発部長も市の職員ですから、当然3回か4回行かれたなら、そこでどういう会話をされて、どういうふう撤去するという話があるのか、いつまでにするのかということをしなさい。

先ほど言ったように、中学校の子供さんは、これから大きくなってくる。健康的にも、そういう障がい、先ほども議員の中から障がいのこともありましたけれども、そういう悪い空気を吸えば、南側にあります。南側にあるということは、当然、中学校の窓もあけます。そうなってくると、どうしても子供さんに影響を与える。そんなときに、高校へ行ったり大学、あるいは社会に出たときに障がいを与えるようなことではいけないので、あなたが憲法をよく知っていて、こういうことをやられているということになると、県の職員ということも、私も今、念を押しましたから、これについては愛知県警にも私は行ってきました。愛知県警から蟹江署にも連絡が行き、蟹江署が二、三回、そこに行っておるという話です。

これにつきましては、うちのほうで県警に行ったとき、弁護士を連れて行ってきましたから、その書類を全部書けということで警察からもらっております。どういうふう私どもが質疑した、あるいは答弁をしたということでやっておりますので、これからはそういうのも含めて、きょう聞いたことに対しても記録がありますので、これを持って、また弁護士のほうにお話をしながらしてやっていきますので、これについては。

あなた方が、憲法に違反している。先ほど言ったように、中日新聞にこれだけ大きく、計画的でもだめなの。2人で話し合ってもだめということが、ここに書いてあるわけね。そしてたら、この中日新聞は一体どういう新聞なんだと。我々は、中日新聞は地元の新聞ですから、安心して読むわけね。読む中で、こういうことがあるわけ。ちゃんと皆さん見てください。新聞やニュースというのは、我々が知恵をする、そういうことでありますので、大野開発部長、県のほうに行くなり、憲法に違反すれば、当然警察に行けばいいわけなんですね。こう

いうことを含めて進めてください。わかりましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 組織犯罪の関係の法律でございまして、そこの中の2人以上で計画したもの、また準備段階のもの、そういったものを定めている法律でございます。それが、今回の行為が、どのような行為が法に適用されるのか私のほうではわかりませんので、法律の専門家でもございませぬので、その辺は御容赦願いたいと思います。

それと、どんなお話かということなんですが、我々としても、そういった違法らしいものがあるということで、愛知県の方にも相談してございます。また、愛知県の方にも、県の監査要領に従いまして、今、指導しているところでございます。その内容について我々もお聞きしたいということで問い合わせをしたんですが、個人情報にかかわるといふことで、それが聞けない状況であることをお伝えしておきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） さっき終わろうかなと思ったんですけども、今の創設法というのはテロだけではありません。テロに限らぬと書いてあります、新聞には。計画をした憲法に違反する人は、これに値するということなんです。だから、あなたが言うように、警察とか相談したという話ですけども、実際にしてこういうのを見せてあげてください。あなたは読んだことがありますか、こういうの。ただあなたは、平成29年ですから、少なくともあなたが都市計画の課長をやっておったときからわかっておるはずですよ。そのために都市計画法第43条というのがあるわけなんですよ。知っておりながら、これをしておるといふことになるわけですよ。そうじゃありませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 先ほども申し上げましたとおり、先ほどの法律の中に創設法というものが書かれておって、それに抵触するかどうかというのは、ちょっと私のほうではわかりかねます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こればかり言っておると時間がなくなりますから、あなたの発言については、後で事務局から会議録をもらって、また弁護士と相談いたします。

次になります。

土地改良区に一般会計から13%の補助金を出しておりますね。これにつきままして、今、13%ですか。何%ですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 土地改良区への補助金というのは、幾つか種類がございまして。その中で13%の補助金というものがどれを指しているのかちょっと不明確ではございまして、

土地改良区への補助金ということで事務費補助でございますが、そちらに関しましては、今年度は1土地改良区当たり150万を支出予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 13%というのは、昨年聞いたわけね。当時の服部彰文市長、この人に聞いた数字が、この13%なんですね。それから、海部土地に聞いたときも、こうなんですね。そして、ここにありますが、これを見てもらうとわかりますけれども、これは当時、平成23年度、このときに議会に報告したやつがあります。この中には、弥富市の中から、弥富土地、鍋田土地、十四山土地、各土地改良区に、毎年事業費の補助金として650万払っておりますね。3つ合わすと1,950万になっております。これにつきましてはどういうふうになっていきますか、金額。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 平成23年度当時の議会の答弁では、今、議員がおっしゃられたように、3つの土地改良区に650万を各土地改良区に出してございまして、合計1,950万円でございます。そちらのほうは事務費補助として出ささせていただいてございまして、今年度は、先ほど言いましたように、1土地改良区当たり150万円、合計で450万としておるものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 平成23年8月5日、ここに書いてあります。皆さん、わかりますか。これが芝井土地改良区ということで、海部土地には賦課金として2,910円、それから巻き上げ機の排水量というのは1万3,170円、それから排水機の負担金として9,850円、こういうふうにして書いて、私の支払うやつが、家庭排水の協力金として3万720円と書いてあります。これは、くれたんですけれども、この中に私の面積は幾ら分でどうなったという答えが出てこんですね。言ったんですけども。これはどうなっておるのかなと思って、この辺。3万円も払っておる。答えが出てこんだ。土地改良区からくれたやつ、請求書として。これはどうなっておる。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） そちらの今の資料を見ないとよくわからないんですが、土地改良区のほうから賦課金としてお願いしているものを請求させていただいておるんだと思いますけれども、各土地改良区によりまして、賦課するものが、また名称等も変わってくるものですから。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 前にも聞いたんですけれども、この土地改良区というのは、ある人に聞いたら市の職員だとかいう話も聞いたんですけれども、これはどこの職員なんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

土地改良区は、土地改良法に基づく土地改良事業を施行することを目的とした法に基づいて設立された法人でございます。認可のほうは愛知県がしておるものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市の職員だなということはわかるわね。そうすると、我々が土地改良区というのは、農業者は土地改良区の組合員であるのかないのか、ここはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） その区域内の土地をお持ちの方は、土地改良法によりまして、農家の方は組合員となります。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうなると、私どもも農地を持ってしておるんですけども、現在だと8万平米ぐらいありますから、坪数にすると2万4,000坪ぐらいありますけれども、決算書は一遍も見たことがないんだな。組合員だと普通は、今の区費でもそうですけれども、市の税金でもそう、あるいは土地改良も、こういう皆さんから集めた金は公金に当たるわけですね。この辺のところはどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 組合員から集めましたお金というのは、適正に執行する必要がございますので、総会もしくは総代会等で議案としてお諮りをするものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 公金じゃないと、お金を集めると、出資法とかいろんなものに、法律にひっかかるわけね。組合員というのは、今言われたように、組合員だから農業者がそこに負担金を出すと。決算書が一遍もないんだわね。これはどうなっておるのかなと思って。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 土地改良区は、組合員の方が100名以上の場合は総代会という組織を設けることが法律上できることになっております。その関係で、土地改良区の決算書が総代会の議案で総代のほうに配付されております。ただし、各土地改良区にお聞きしますと、総代以外の組合員の方でも決算書を御希望されれば配付は可能ということは確認してございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 組合員ということは、総会をやるときは必ず連絡せないかんね。それは組合員だからね。総代会だけでやるわけじゃないもんね。そういうものもちゃんとしたことをやっていただかないと、なぜかという、先ほど言ったように、昨年、服部彰文前

市長に聞いたんですけれども、13%の金が一般会計から出されておるということは、農家をやっていない方、農地をやっている方、この人方もみんな負担金を出しておるわけね、市税から出すわけだから。当然、今の農家じゃない人は、どういってお金がこれだけ要るんだということになるわけ。13%の金を、きちっとした明細を出さないと、今後、別の話ですけれども、介護の保険とか、いろんなものになったり、いろんなものが出てきます。事業も出てきます。こういうものになると、きちっとしたことを出してあげないと、農家以外の方が不満に思っておると、安藤市長の中の行政のお手伝いができないということになってしまうので、市民と行政と仲よくしてやる方法は、会計をきちっとして出すということも大事なことから、これを含めてやってください。

それから3番目、農地の土地利用というのがありますね。あなたが中日新聞を読んでいないと言うから、中日新聞をこういうふうにコピーして、あなたに明くる日に上げたね。朝早くに上げたから、おらなかつた。これは江南と岩倉、この地域の農地活用ということが書いてあります。ここの中にあるんですけど、中日新聞で。この新聞は平成31年の4月18日、中日新聞の尾張版ということで書いてあります。ここの中でするのは、県条例の34条の14というのは何が書いてありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 県条例の34条でございますか。

○16番（大原 功君） 県条例の法第34条の第14項というのがあります。ここにありますが、これについてどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 申しわけございません。条例もいろいろあるものですから、何の34条なのか、また調べさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） わからな、こういうのがあるということ。こういうのがあるから、大村知事のほうも、岩倉、あるいは江南の開発を許可するというので出ておるわけです。愛西市でもあります。弥富市の場合が、もっともっと努力していただいて、2022年には競馬場がオープンするというふうになっておりますから、そういうのを含めて、干拓地域のほうも土地改良を商業地域にする、こういうことをしないと、先ほど言ったように、これから農業の負担だけで、なかなかいかないということはあるので、こういうのも含めて、開発部長というのは開発するための部長なんだから。何の目的に開発部長があるのか、ちょっと教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 先ほど新聞の記事、大原議員には情報のほうを提供していただき



まして、まことにありがとうございました。早速、その辺の確認は愛知県の企業庁のほうにも確認させていただきまし、あと岩倉市、江南市のほうの担当部署のほうにも確認をさせていただきました。

開発部長は何をやるんだというお話なんです、開発だけではなくて、農地であったり、観光であったり、下水であったり、いろいろ幅広いわけですが。

また、先ほどの開発の話に戻りますと、多分、都市計画法の第34条の第12号のお話かなと今ちょっと思いました。都市計画法の34条の12号におきましては、愛知県知事が、市街化調整区域内で一定の基準を満たせば開発を可能にするとした条例でございます。それを使って江南市の方は、市の南部のほうの市街化調整区域に企業誘致を進めるために、そういった条例のほうを、江南市さんは事務処理市でありますので、市の条例に区域のほうを定めたということになってございます。ただし、弥富市の場合は、愛知県の条例に区域を指定される必要がございます。

もう一個は岩倉市の件でございますが、こちらのほうも同じく調整区域内で、新聞のほうにも書かれておったんですが、約9.3ヘクタールの工業用地を愛知県企業庁により開発すると、そういったお話でございました。これは、都市計画法の第34条第10号によりまして、基本的な土地利用が、都市計画マスタープラン上に工業用地として位置づけられているですとか、あと幾つかの条件がございます。そういったところで、市街化調整区域内の地区計画を定めて市街化区域内の開発を可能にし、そこへ愛知県企業庁が造成事業をするものでございます。

ただし、市街化調整区域の中の地区計画ですとか、あと企業庁がそこを開発できるかどうか、それぞれ要件がございます。企業庁の要件としては、先ほど言いました地区計画が定められるということが前提であったり、用地取得の見込みが100%、100%同意が地権者の方からとれていることですとか、廃棄物の埋設だったり土壌汚染がないこと、あと資金計画上問題ないこと、あと企業の立地が確実な見通しがあること、そういったものがそろって初めて造成事業が可能となる、そういった制度でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 開発部長、あなたがそれだけ説明するなら、岩倉と江南はどのように努力をして県と話し合ったのか、それを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 愛知県とそれぞれの、今は2つの自治体がいろいろ調整をして、これができていることかと思えます。具体的にどういった話し合いをされたのかというのは、私もそこまでお聞きしておりませんが、市街化調整区域でございますので、農振除外等が生じたりですとか、そういった農地を転用しなきゃいけない行為もございますので、そういっ

たことに対して、土地改良関係の事業で、国の交付金だったり、補助金だったりが入っている場合におきましては、補助金返還ですとか、そういったことが生じてくる可能性もございます。そういったものに関して、いろいろ愛知県等に相談をかけながら、ここまでやってこられたのかと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 開発部長、あなたにはこういう通告書が出してあるけどな。そうすると、県でこういうのがあるということは知っていなきやいかんわけね。先ほど言った法の第34条、あなたが12号と言うけれども、私は14号と聞いておりましたけれども、これは神田知事のときじゃなくて大村知事のときにでかした。知ってみえますか。だから、大村知事になってから、かなり地域の農地の拡大をしなきゃ、そのところの地域の市町村が生活ができないということもあるので、こういうのを含めてやってみえるわけね。だから、あなたに通知を出したときに、この問題は、都道府県知事の基準で認めるということになっておるんだ。

こういうのがあるから、それに基づいてやらないと、いつまでたっても尾張事務所へ行ってしておくよりも、県庁へ行って、直接本庁に行って話したほうがよくわかると思う。この間も聞いたら、尾張建設事務所は、都市計画法34条って何ですかという話もあった。その職員が勉強してなったかならないかしらんけれども、そういう話があった。

だから、やっぱりわからなきゃ、わかるところわかるところへどんどん進まないで、日本の法律でもそうですね。去年までよかったけど、ことしはだめだという、だんだん変わるわけね。お互いに変わってくるから、そこは開発部長というのは、地域の産業、事業を発展させていくことを、弥富市が税収もようけいただけます。

だから、こういうことをしないと、農家の方が未登記になったりね。未登記といえば、九州なんかの面積に匹敵するぐらいの面積があるわけね。だから、そういうのを含めて、個人的ですけども、こういうのについても、この間、開発部長に言いましたけれども、できたら、相続税を本当は日本はなくすといいんだけどね。アメリカなんかだと50州あります。ほかの国でもあります。こういうところなんかだと、毎年毎年固定資産税をいただけるから、相続税をいっぱいもらうよりも、そのほうが得という国もあるわけね。

相続税は国が持って行ってまうんですね。固定資産税は弥富市がいただけますから、弥富市へどんどんいただけるような、そういうのも、市長も市長会がありますし、議長も議長会がありますので、こういうのを廃止する運動も弥富から盛り上げると、すばらしい金魚みたいに世界に広がると。こういうこともありますので、研究してください。

それから、次はJRの橋上駅、これについて聞きます。

これは、弥富町時代に橋の図面もつくったね。何回かある。我々議会も見せていただいた。

それから、市になってからもあった。こういうのがあって、構図というのはあるはずですけども、こういうのは議会に見せてくれたけど、あのときは引き揚げていっちゃったんだもんね。だから、こういうのを一遍出していただくという方法はないですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

弥富町時代から、橋上駅のお話というか、弥富駅の周辺の土地区画整理事業、そういったものを含めて基本計画の中で、JRの弥富駅、あと近鉄の弥富駅、それらをデッキというんですか、人工地盤で結んで、さらに国道1号線までそれをつなげるよと、そういった壮大な計画もございました。また、その土地区画整理事業につきましては、平成16年度には、地権者の同意が得られなくて、市として土地区画整理事業の断念をした経緯がございます。

次に、平成11年度には、橋上駅の自由通路を併設した形、それと自由通路だけの場合、そういったものの検討を2案つくりまして、議会のほうに報告をしておったと思います。成果としては、平面図と、あと立面図とパース程度があったと、議会のほうの議事録からは読み取ることができました。ただし、鉄道事業者との約束事とか、そういったものがございませので、それを提示した後、先ほど議員がおっしゃられたように、お返しをいただいております。ということでございます。

次に、合併後に、平成22年度、23年度ぐらいでやりました弥富駅の周辺整備の基本構想を策定してございます。こちらは、鉄道により地域が南北に分断されて、また交通が錯綜しておると。そういったものの解消を目的に策定してございます。こちらもJR弥富駅と近鉄弥富駅をデッキで結ぶものでございました。こちらもこの時点で、自由通路ですとか、橋上駅舎の設計図はなく、平面図だけで、また具体的に事業実施に向けた鉄道事業者と協議がされていないものでございました。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の橋上駅というのは、公明党の炭竈議員も何回か質問しておるわけね。ほかの議員もされましたけどね。あなたに全協で聞いたら、3年後ぐらいという話だったね、この間。そんなことではいかなので、やっぱり議会にも見せていただいて、議会の案も、市側の案も、お互いにコミュニケーションを結んでやるというふうになれば、3年後というのは、いつ地震が来るかわからんというぐらいの時代ですので。北のほうから南に渡らないかん人もあれば、あるいは南から北へ行かないかん。こういうのがあるので、そういう構図を皆さんで見ながらして、皆さんで議会の中で取り組む。こういうのが安全であるかね。

前は、当時、服部金蔵さんが見えたときに、弥富町のときは、階段だけだと国の補助金と県の補助金が出ないので、自転車で行けるようになると補助金をくれるという話で、たしか

炭竈議員もそう聞いていたと思うのでね。そういうのがあります。だから、そうなると、歩道という格好になるね。階段だと歩道にならない。そうすると、歩道ということになると、補助金をようけくれるという話がありますので、我々も市長を通じて県のほうへ行ったり、あるいは国会議員もまた地域におられますので、長坂国会議員はおるし、酒井議員や見えますので、そういう人にもお願いしながらして、これが続けたり、藤川さんにもお願いしたりということでやっていくと、早くできると思うんだね。

だから、弥富市だけでやろうとなると、どうしても財政が厳しいなんてなるけれども、そういうところと連携する。弥富中学校のときは、当時、江崎鐵磨さんが国土交通副大臣であって、そのときに東京まで行って、議員、炭竈さん行かれたね、高橋君も行かれた。そのときお願いをして、そしてあとは海部さんが前総理大臣。そのときにも海部さんにもお願いをして、あの中学校ができた、早くね。そういうことができるので、そういうのを含めて早くやるようにして、3年じゃなくて来年から工事ぐらい始まるようにしていかないと、駅前も都市下水をやろうと思うと早うやらんとやれえへんよと。そういうのを含めてやってください。

それから、最後ですけれども、市街化の水路というのはどこが管理するんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） お答えいたします。

市街化区域内の市有地であつたり管理移管がされている排水路については、市の都市計画課のほうで管理をしてございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これから入梅が始まります。それから、今はまだ水が少ないので、ヘドロになったり、あるいは草がようけ生えております、水路の中に。こういうのも、この間、大掃除のときには、市民の方が水路の中に入って掃除してみえた。なぜ市が管理する水路を、なぜ我々市民が掃除をしなきゃいかんということの話もあつた。こういうのも開発部長、よく知っておかないと、これから水路が入梅になってくれば、当然多くなる。多くなれば、ヘドロがその次の地域のところに入るわけね。だから、そういうのも掃除していただくということもね。

パトロールというのはやっていますか、この水路の。中六なんかだと、水路が狭いから、忠霊塔の裏側。あの辺なんかは水路が少ないから水が流れんだな。それから、中六のもう一つまちの中、当時、靴屋があつたか、あの辺のところに水路がありますね。あれなんかだと、本当に臭いくらいなんですわね。

だから、ああいうのを早く掃除していないと、特に中六地域に見える議員さんも見えるので、我々議員はどこじゃなくて、弥富市全部の議員ですから、他町村の議員ではありませんか

ら、やっぱり言われたことに対して、言ってくるのは私ばかりで、ほかの議員の人は聞いたことないんだな。なぜ私ばかり言わないかんとって言うんだけど、私に言いやすいと。前にも言ったけれども、私に言うといいという話は市民の方からも言われた。それはなぜかという、あなたが言ったらどうだといったら、市長に怒られるから嫌だと。だから、あんたが言ったらいいという話もあった。

そういうのもあるけれども、それともう一つは農業水路。これやったら誰が管理するの。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 農業水路、主に市街化調整区域内の水路でございますが、こちらのほうの土地の所有者が、今、弥富市であったり土地改良区である水路が多いわけでございますが、ただし水路敷の中に水路の構造物、そういったものがあるわけなんです、そちらの施設は各土地改良区の施設となっております。したがって、維持管理のほうは、地元土地改良区のほうで管理をしていただいております。

先ほど一斉大掃除、春のごみゼロ運動ですとか秋の一斉大掃除、市民の方に御協力いただきまして水路清掃をやっていただいております。本当に感謝申し上げます。しかし、中には危険を伴うような場所であったり作業もございまして、そのときには、市街化区域内水路におきましては、区長さん、区長補助員さんを通して、市のほうに御相談をいただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 先ほど言ったように、土地改良区でやっていただきたいと。それはわかるわね。わかるけれども、先ほど午前中に高齢者が2,000世帯ぐらいあるという話があったんですけど、農家のほうへ行くと大体高齢者が多いわけね。そうすると、水路を掃除するのはなかなか難しいわけ。だから、こういうのを含めて、市が水路の補助金をあえてよければ、土地改良区にあえて水路をきれいにさせていただくというのも一つの手ですから、研究材料にしてやってください。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時49分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 早川公二

同 議員 平野広行